

銃 砲 史 研 究

第 202 号

砲術諸流派の調査 その六

仙台藩内鉄砲及火薬史覚え書 (27)

海軍造兵資料

機関砲採用始末

所 庄 吉

川 越 重 昌

山 田 太 郎 編

昭和63年9月

銃 砲 史 学 会 編

砲術諸流派の調査 その六

所 莊 吉

砲術の伝書を探訪するたびに疑問を持つのは、流祖自身の記述になる伝書が極めて稀なことである。その中でも門前に市を成したといわれる著名な流派ほどその傾向が多いのも不思議である。慶長以前の成立といわれる津田流の最も古い筆写本は、奈良市の芝辻理一氏が所蔵されている「津田流濫觴」で、慶長十五年（一六一〇）に流祖津田監物算長から四代のちの砲術家杉江権左衛門重正の写しであり、それに次ぐのは安斎実氏が架蔵される元和元年（一六一五）の写本で、これも算長から四代の後裔に当たる津田監物重長が村瀬六兵衛某に宛てた写本でしかない。筆者および内閣文庫の架蔵本は、それより新しい寛永六年（一六二九）に津田六兵衛守勝が伝えたもので、流祖算長の自筆本は発見されていない。現存する最古の砲術書に永禄十二年（一五六九）の年記を持つ津田流の伝書？の残欠があるが、これも「長氏より自遊齋え相伝又光氏え相伝也」とあって、監物算長によるものではない。

一 火流についても流祖泊兵部少輔一火の自筆伝書は存在が知られず、西村流の西村丹後守忠次についても同様で、田布施源助忠宗の流派も、寛永年間に酒井市之丞正重が伝えた伝書しか見ることができない。安見流は慶長五年（一六〇〇）に安見隠岐の門人と思われる駒井次郎右衛門が伝授したのが初見の伝書である。井上流についても現存する伝書は、二代の井上左太夫正景が万治二年（一六五九）に伊達土佐守に与えたものしか残っていない。ただ井上家と並んで幕府鉄砲方を勤めた田村については、慶長二年（一五九七）に著した『求中集』が、紙質および筆体から流

それらに比べると、稲富流の開祖と称される稲富一夢には立派な自筆伝書が遺されている。筆者が珍蔵するものに慶長十二年（一六〇七）、妻木新兵衛に宛てた伝書があり、これとは別に妻木新兵衛が慶長十四年（一六〇九）に須少兵衛へ伝授した写本が現存するので、一夢の自筆伝書が後世の写本でないことは明らかである。一二齋流の藤井河内守輔総が慶長十七年（一六一二）に明石又右衛門に与えた伝書も自筆と見て間違いないであろう。

これらを除いて、流祖と称される人物の自筆伝書が稀にしか見られないのは、江戸時代に入ってからも例が多い。霞流・岸和田流・自得流・駒木根流・武衛流・三破神伝流・荻野流・天山流・星山流・三木流・中島流・安盛流・森重流・高島流など、門に遊ぶ者数知れずといわれる流派にしては何とも不思議なことである。恐らく流派の創始者の持つカリスマ性によって弟子を教導できたため、とくに伝書と称するツールの必要がなかったが、後継者になると、下記のように伝書の伝授によって権威の裏付けが必要になったからだと思う。

1. 菅沼流の基本伝書である『再明宝鏡録』は、流祖菅沼良昌によるものでなく、三宅元右衛門徳親の代になってからであろう。伝書の序に流祖の言葉として「然るに平日、門弟子に語って曰く、われ書を与えざる故、つねにこの術はただ談話を以て伝う。ここに於いて門人に謂う。書に依らざるは鉄砲の極意なり。行を知らずして道を得るならば道無し」として伝書による伝授はしなかった。しかるに三宅徳親によって、「幸いにしてこの術の伝あり、その書の乱語見るに忍びず、かつまたこの書なるや、その事術害なきに非らず。この兩者これを奈何とするや。故に借踰の罪を顧みず、更に文理の過ちの及ばざると錯乱を削正し、集を以て七巻と為し、これを名付けて再明宝鏡録と曰う」とあるように、後継者の手になることが明らかである。

2. 森重流も来田によると、流祖森重都由の死後に嗣子都光が跡を継いだが、森重流砲術と称するも「砲書皆他流の書にて、伝書暫くも有る事無し。流名のみ賜ると雖も、その伝無くして一流立つべからず。その時予童児にして十歳、故に後見三井為政なる者門人を導くと雖も、その伝書無く、その法改まる事なければ久来なす所の法術のみにして、門人枝葉をなす事能わず」と、門葉の廃れることを嘆いて、二十二歳の時、諸国を遍歴して砲術・火術・兵法を学び、「学遊する事既に二十有余年、父の遺草を嗜み、その心を継て精選し、あるいは増補し、なお自発の術を添えて新たに砲火の書百巻を著述し、以て森重流を開基す」と、実際に森重流の伝系を確立したのは二代の森重再記都光であつて、恐らく父都由が合武三島流船軍学の附屬とした砲火術とは異なる内容と想像されるが、流祖とされる都由が自流の伝書を遺していない以上、比較の方法がない。

3. 高島流もこれらと同じで、秋帆の自筆になる伝書は現存していない。かなり筆の達者な秋帆としては珍しいことだと思われるが、秋帆も他の実践的な砲術創始者と同じく、自ら銃砲に携わり、また調練の先頭に立つて実際のな指導をするなど実技に重点を置いたため、肥後の池辺啓太が筆記した「高島流聞書」のような弟子自身のメモが残されるだけであつた。一般に見る機会の多い『高島流砲術秘書』は、幕命によって短期間に下曾根金三郎と江川太郎左衛門に伝授する必要性に応えたもので、その奥書には「以て遺忘に備えるもの」として単に備忘的な性格しかなく、秋帆から実技教育を受けた者でなければ、あの生硬な文章は理解し難いものである。しかも内容が錯丁したまま伝写され訂正されていないのは、実用としてより高島流の正統を踏む後継者に対しての修了証といった役目のものである。なお伝書形式をもつた高島流三段伝書（初段・中段・奥伝）が存在するが、これも田原藩の村上

範致が聞書を整理したものである。のちの西洋流砲術伝書の制作についても秋帆が関与することはなかった。

4・稲富流・田付流・井上流（家譜には正継が幕府に鉄砲書を献じた」と記されている）などで、流祖が伝書を記したのは、徳川氏に自流の權威を認めさせるのが目的であって、家譜を通覧すると献上した砲術書の種類はかなりの数で、今日未発見の砲術書も多い。この權威によってであろう細川忠興、伊達忠宗、相良頼武、浅野幸長など大名に直接伝授した伝書がいくつか遺されている。これからも後進のための指導書作りが主目的ではなかった。稲富流に見られる豪華な伝書からは、かなりの有力者でなければ伝授が困難だったと想像されよう。

技術に熟達した者は文筆に疎く、文に秀でた者が実技に暗いのは世の通弊とも云えよう。机上の砲術家として代表的な人物に佐藤信淵が挙げられる。彼の砲術は大圓流または大衍流あるいは天然流と称し、種子島時堯の門人藤井光治から佐藤家が代々受継いだというが、内容は当時として最新の洋式砲術と和流砲術に自己の工夫を加味したもので、それらは全て自ら経験を重ねたとしているが、机上の着想として面白いものの、実用となると躊躇せざるを得ない箇所が至るところに露見する。

白川侯松平定信や盛岡藩主南部行信のように自ら砲術に関心をもち、一流を興した大名たちもいるが、殆ど家臣の名を仮る場合が多い。白川藩の三田野部流は首藤金右衛門俊秀が、また盛岡藩の心的妙化流は金谷与一兵衛光寿の名で伝授をしている。しかし出石藩主仙石政固のように砲術書を収集するため、自ら膨大な種類の砲術書を筆写しただけで終わった人物もある。それでもさすが大名仕事だけに、正確な筆写本を残してくれたことは、後学にとって大きな助けになっている。

砲術流派の伝系（四）

○隨器流（ずいきりゅう） 『武芸流派辞典』に流名のみ記載。詳細不明。

○菅沼流（すがぬまりゅう） 流祖 菅沼善太輔良昌

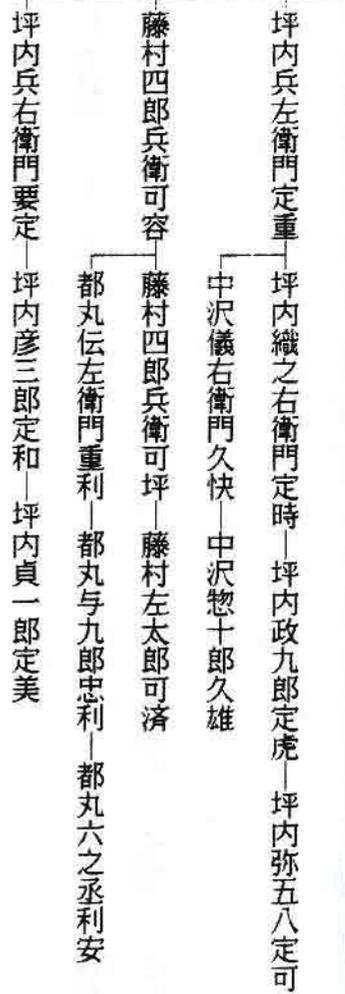
伊勢国桑名の出身、菅沼善太輔良昌を流祖とする。『張藩武術師系録』では小目当放方・玉町筒・百目玉を得意としているが、『会津日新館志』によると道元掃部春近の流れを汲むとあるから、堅毘流子母砲術とも関係があると思われる。

『再明宝鏡録』序

古人の謂うに有り、彼に偏せずと。まこと是れに偏せば、千歳何人か嘆息せざらん哉。それより三代の道なるや、損益これ周を以て、文質の中に得るなり。聖人の道、なお比況するに一路の技艺に於いて乎。故に凡そ諸般の芸道能く此の理を知りて、偏倚の誤りを正して、以て其の術を中位の根元に帰さしむ。即ち哲人の明と謂うべけんや。所謂過ちを改むるに憚る勿れ。却いて開基と為す者、其の忠を致すは又大なる哉。蓋し菅沼氏深く此の術を知覚して、心頭活然。平日門弟子に語って曰く。われ書を与えず。故に此の術を伝えるたびに、唯、談話を以てす。此れに於いて門人に謂う。書に依らざるは鉄炮の極意なり。道を得て行方を知らざれば、即ち道なし。故に門人数巻の書を伝来すと雖えども、ついに事を正す無く、術と文、この理を相照らさざるは、嗚呼、末流に至り図らずとなす。菅沼氏をして

不朽の明功を没す。今や不肖幸いに此の術の伝有り。而して其の書の語の乱れるを見るに忍びず、且つまた此の書なるや、其の事術害無きに非らず、ここに於いて兩者之れを奈何とする哉。故に僭踰の罪を顧みず、更に文理の過ちの及ばざると錯乱を削正し、集を以て七巻と為し、之れを名づけて再明宝鏡録と曰う。今才能の誉名を得るを欲するに非らず、後來学ぶ人務々して、此の術の異端者必ずや却つて墮落せん。然れば即ち心有る者豈之れを憂えざらん乎。且つ本先師其の功に非らず、また爾云うなし。時に貞享元甲子猛春吉日。(原漢文)

菅沼善太輔良昌 足立吉之右衛門行忠 三宅元右衛門徳親 坪内平右衛門定候



◇道元掃部春近 道元九郎右衛門春吉 菅沼善太輔良昌 三宅元右衛門徳親 坪内平右衛門定候

【伝書】

坪内平左衛門可定 中沢喜兵衛久保 中沢彦次郎杵正 河原政心

○菅谷流（すがやりゆう）

松江藩・広瀬藩に伝承。小川李大夫、檜崎七兵衛、林篤敬が師範であった。

○杉坊流（すぎのぼうりゆう） 流祖 根来杉之坊

根来寺杉坊の院主津田監物を流祖とする津田流の別称と思われるが不詳。

この僧、種子嶋へ鉄炮といへる兵器のわたりし由をききて、遙々とかの嶋にいたり、嶋の司時堯に謁してその道を学ばんことを乞ひしかば、時堯その志にめでて是れを教ゆること親切なり。然るに杉の坊寝食をわすれ、丹練して後に妙所にいたる。時堯その執心を感じ、南蛮より買とりたる鉄炮二挺のうち一挺を与えたり。杉坊大いに悦び紀州にかへり、ますます怠らず習熟なせしにより、ついに名人の域にいたる。或書に曰く、根来杉坊・河内の安見右近・近江の百々内藏助は下針を打つほどの達人なりと云々。『本朝武芸百人一首』

○鈴置流（すずきりゆう） 『武芸流派辞典』に流名のみ記載。詳細不明。

○靖海流（せいかいりゆう） 伊賀上野の崇広堂において西洋流砲術を靖海流と称した。

○星山流（せいざんりゅう） 流祖 星山九兵衛運利

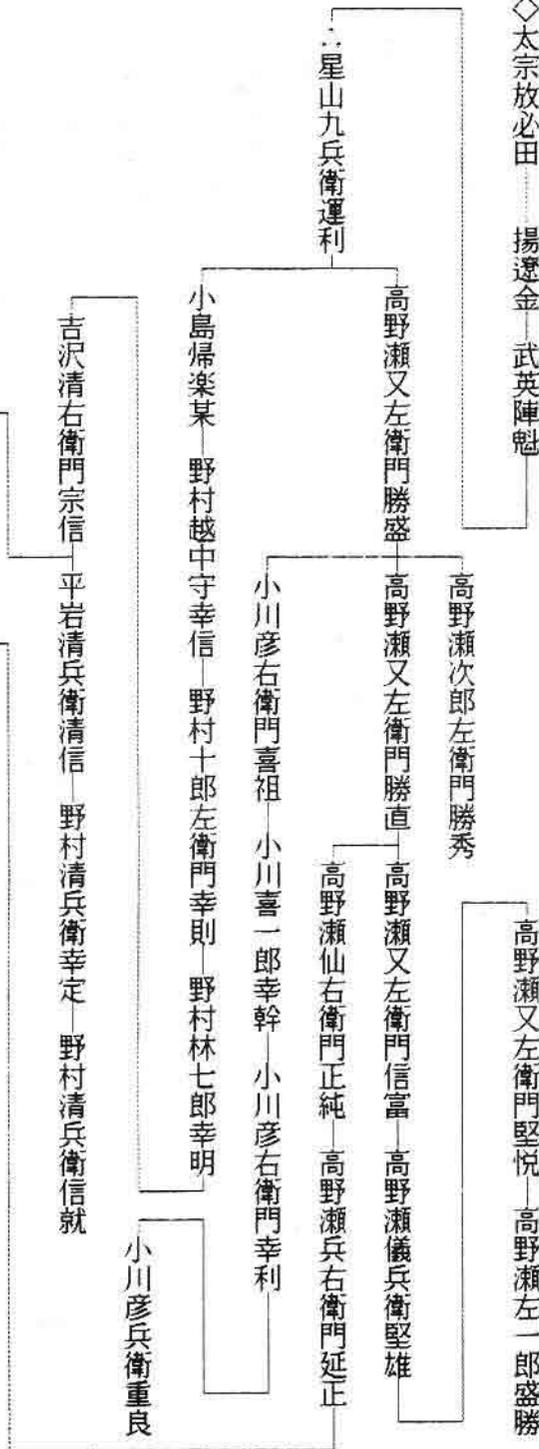
流祖星山運利は朝鮮国星山の出身で、文録年間に来日して砲術を教えたと云う。

『星山流鉄砲全部』伝記抄

そもそも硝火の兵用を慮るに漢土より起きて扶桑に伝わる。扶桑の銃用は文龜を以て濫觴とす。然るに皆、銃に偏して、未だ五火の大用を知らず。五火の大用は、予の師新羅星山来朝をもって隆なり。扶桑火術大用の祖師と謂うべき乎。蓋し家銃の本源は、大唐佛狼機国に於いて、太宗揚遼金始めて銃機を製し三賊を戮す。是れ硝火兵用の基。その徳、今も天下に満つ。誠に火の徳なるや秀でて豪なる哉。矢弓・長兵・堅甲、敵の利はことごとく徒業なりて争鬪止む。神なる哉。徴なる哉。求めて豈此の術を得ん乎。当に天帝より之れを与うべき歟。歡喜の思いを発し、国名を表すに佛狼機と号す。先師武英陣魁は太宗五代の末、勅諭を止し道統の伝始めて究む。硝火大用を三軍に列する其の徳公太なり。予の師星山運利は太宗六代の末、陣續の直伝、始めて硝火の積法を究めて三韓に弘む。昔萬曆二十年に到り、ここに三韓征伐、而して運利火術を以て晋州牧使城を守る。鍋島加賀守の旗下に於いて、而ち運利擽として来朝するを以て加賀守に仕え、後早川主馬に仕え、而して後細川越中守に仕う。運利に一子在り、君命を窺わず密かに黒田筑前守の旗下に養子として遣わす。其の罪脱れ難く、石川玄蕃に俸し、而して後大老を以て御旗下に望む。然るに老究不幸にして、ついに大老の下に病死して畢る。嘆かわしい哉。然るに扶桑に其の伝を貽すと雖も、秘して要領を得る者は愚我に過ぎざる乎。愚我に至りて硝火鏡翽の功成る。誠に師恩広大なり。然るに吾下愚不屑、普く師功を踞わさず、ついに其の名を絶つに因って、朝暮語る所の由伝、粗一軸に著し、師恩に報いんがため後世に遺すのみ。

凡そ文武の二道は車の両輪と思う。天下に道有れば即ち文を以て之れを治め、道無くば即ち武を以て之れを治む。文在れば武無し。即ち漸弱の怨有らば、武有るも文無し。即ち纂弒の憂い有り、これ先王の治を以て乱を忘れず、安んじて危をわずれず。凡そ包犧神農衣裳を垂れ天下を治め軒轅に至り、琢鹿の薛臣有り、是れに於いて始めて弓矢の制を設け、武器を莫大に備え以て服せざるを討つ。然して銃機を以て長と為す乎。国頭れ神兵將の功、四海静謐至宝の術、発して之れを用いければ即ち千里に敵なく、藏めて之れを用いざるは即ち国治まり天下平かなり。誠に国土治世の大器、何を以て是れにしかざらん乎。(原漢文)

◇太宗放必田 揚遼金 武英陣魁



【伝書】

星山流の伝書は、種嶋鳥銃・種嶋薬矩・種嶋百首・思無邪・町力矩・薬方・朱度・將軍箭・放勒・大極・伝記・算法の十二巻で構成されている。

星山流鉄砲全部

青園文庫蔵

星山流遠町修練箭奥儀

青園文庫蔵

○誠神流（せいしんりゅう）

『武芸流派辞典』に流名のみ記載。詳細不明。

○性導流（せいどうりゅう）

正導流と同じか？ 未調査

【伝書】

性導流砲術秘集

安斎 夷氏蔵

○西洋神器伝（せいようしんきでん）

何如賓著『兵録』の和訳本『西洋神器説』によるものか。仙台藩に伝承。

○西洋真伝流（せいようしんでんりゅう）

流祖 佐久間修理啓（象山と号す）

江川英龍および下曾根信敦より高島流砲術を学び、さらに蘭書について研鑽を究め、嘉永四年江戸木挽町に塾を開いた。門下には勝海舟・吉田松陰・坂本竜馬・宮部鼎藏・河井継之助らが輩出している。

○西洋新流（せいようしんりゅう） 伴馬之介による『西洋新流火術書』がある。詳細不明。

○西洋高島流（せいようたかしまりゅう） 熊本藩で高島流を称した。秋帆の高弟池辺啓太が師範。

○西洋砲流（せいようほうりゅう） 流祖 上田帯刀仲敏

『西洋砲術便覧』、『砲術語撰』の著者である尾州藩士上田帯刀仲敏による洋式砲術。尾州藩に伝承。門下には柳河春三・宇都宮三郎らが出ている。

○西洋流（せいようりゅう） 高島秋帆の疑獄事件により幕府を憚って高島流を改称。↓高島流

○西洋流（せいようりゅう）

西洋流砲術と軍学を合わせた兵学、松本藩に伝承。のち安政流または御家流と称した。

○生流（せいりゅう） 才知子南蛮櫟木流と同じか。

仙台藩に伝承。唐人齋知子から甲州浪人永井印説が伝授されたと云う。

○関口流（せきぐちりゅう） 流祖 関口六左衛門政明 『海録』に流祖名が記載されるのみで、詳細は不明。

○関 流（せきりゅう） 流祖 関八左衛門之信（正信または久信とも称した） 慶長年間創始

霞流砲術の丸田九左衛門盛次の門人、土浦藩土屋家に仕える。大筒の抱打ちを以て知られた。

上杉家の臣なり。のち土屋豊前守に仕え、砲術を好みて丸田九左衛門盛次に従って奥旨を得る。推して関流と称し、子孫箕裘の芸を継ぐ。『武術流祖録』

『関氏鳥銃記』（「驚峯文集」十記）

それ鳥銃は軍器の最なり。近世その術に長ずる者尠ならず。その鉛子の重きこと、或は三十錢、或は五十錢、その尤も重きは百錢に至る。このごろ関氏之信殊にその芸に達し、その名を彰聞す。老いてなお壯、その銃いよいよ六にして、鉛子の重きこと二百五十錢、且つ台盤に載せず、機巧の芳有らずして、手よりこれを放つ。尋常の及ぶ所に非らず。これを名付けて抜山銃と曰う。その子昌信、魁岸奇偉、父業を習熟して臂力人に過ぐ。十六歳より二百五十錢の銃を発ち、なお以て容易と為す。今年十七にして、新たに大銃を製するにその重きこと百斤、鉛子の重き三百錢、独力これを上げ軽提してこれを発す。名付けて震天銃と曰う。既にしてその勢いを試さんと欲し、之信に随つて共に土屋民部少輔利直の采地上総国久留里に赴き、岡に登り膝上に抱えてこれを放つ。その鉛子の至る所を料るに、則ち始と二十有五町、利直及びその家臣等群聚して観る者堵堵の如きは、驚嘆せずと云うことなし。その術の鍊、その力の勝ざるに非らざるより、則ち何を以て斯のごとくに至るや。それこの大銃を携えて軍中に在らば、則ち魯般の梯こ

れを造るに及ばず、墨子の城これを守ること能わず。十重の堅甲これが為に碎かるべく、千里の駿馬これが為に僵るべく、鉄石の重壁と雖もこれを以て破るべし。挙弩扛鼎の力有れど、またこれを以て圧えるべし。乃ち是れ一人を以て千万人に敵る者、奇絶と謂うべきなり。一日高木正則席に在り、たまたま之信・昌信に逢つて、その銃を見て、その談を聞く。正則これが為に、その事を記すことを請う。固辞する能わずと。云爾。癸卯仲秋（原漢文）

∴関八左衛門文信—関軍兵衛昌信—関八左衛門秋信—関軍兵衛直信—関軍兵衛愛信—関八左衛門某

【伝書】

関内蔵助勝信—関内蔵助逸信—関内蔵助依信—関内蔵助信貞—関内蔵助信藏—関内蔵助知信

相伝の目録に所載するものは百六十九冊で、掲書は内蔵助の後裔である土浦市の関正信氏が所蔵されている。

初学書

盛次薬方之書

鉄炮名所書

薬方三百六拾余方

目録

数加返星合

目録秘伝書

同三加之書

二十五ヶ条

同八加之書

玉拵之書

丈楨之書

寸割落へ短尺共に

町落之書

段掛合

矢岱玉行本図

無伝書

町延之書

指之書

文立之書

町見分割之書

同分返之書

同分之物之書

切矢倉之書

清鑑集

命星之星合へ五匁より三百目迄

長筒種子島盛次書

棒火矢之書

矢玉矢文之書へ諸玉打様附火術之事

手鑑へ五分玉ヨリ五拾目玉迄

分割へ三匁玉ヨリ百目玉迄

曲尺割

種子島小赦

赦状

図方師

外書

極意明星之星合

諸鉄炮注文具之書

鷹飛之書

秘伝三段

同割書

方円卷

之信炮術指南覚書

超火矢並放火之書

地幕之書

虎伝書

定之条目

火鉄炮曲尺割

同虎伝書

火鉄炮玉拵鍋火之書

戰車雷火車之書

町諸道具拵之書附軍陣鉄炮為打様之事

足輕指南戰場為打様之書

河図洛書分立

河図洛書本尺割

物語之書

南蛮流船軍之書

印可条目

印可目錄へ添状大目錄

鉄炮赦之書抄

捨伝書之抄

方円第二打方之書抄

【参考図書・文献】

『古事類苑』武技部十六 「関氏鳥銃記」、 「関昌信大銃記」、 「関勝信大銃記」 (『鷲峯文集』より転載)

土浦市古文書研究会編 『土浦の古文書』その二 (「土浦市資料目録」第二集)

木筒鑄筒諸筒之拵附金合石火矢仕掛之書

秘本薬力之卷

同割分ヶ之書

大極相生之星合

同八加

同相生矢倉

三宝自鑑集

鳴現之大事

薬方大全

唯授方円第八相生之卷

唯授方円第九始終集百二十ヶ条

唯授方円第十至極書

○折衝流（せつしょうりゅう） 流祖 今村正平成政

霞流砲術よりの分かれ。詳細不明。

○折衷実用流（せつちゅうじつようりゅう） 幕府講武所における砲術・軍法の折衷兵学。

○仙河流（せんかわりゅう） 『武芸流派辞典』に流名のみ記載。詳細不明。

○先大誠神流（せんだいせいしんりゅう） 西大路藩の日新館に伝承したと『武芸流派辞典』にある。詳細不明。

○相建西洋流（そうけんせいようりゅう） 佐賀藩修業館に伝承したと『武芸流派辞典』にある。詳細不明。

○造明流（ぞうめいりゅう） 流祖 糟谷弥三兵衛意周

棒火矢早放しを得意とする。尾州藩に伝承。

∴ 糟谷弥三兵衛意周—織田五左衛門信房

○祖伝流（そでんりゅう）

熊本藩の都々堂で教えた。詳細不明であるが稲富流と推定。

○大圓流（だいえんりゅう） 流祖 佐藤百祐信淵 大衍流と同じか。

信淵は彼の創始した砲術を「大圓流」、「大衍流」、「天然流」など著書によつて一定しない。文化十三年（一八一六）とある『砲術備要』の書入れには、「信淵云。此の表は砲術家算法の見合に宣し。皇国の砲術家の中に於いては大圓流・安見流二家は数理最も精妙なり、私自得流も頗る数理に精しけれども大圓流の数理の如きに至つては実に諸流に卓絶せり。故に予も此の流を伝授して我が自得流に増補す」とあることから、信淵は自得流を学んでいたようで、事実彼の砲術には自得流の色彩が濃く、大圓流は何人からか伝授されたいが、信淵を通してしか知ることができないし、『大圓流深秘録』の序では信淵の工夫になる砲術となっている。

『大圓流深秘録』序言

当流十箇条の深秘と云うは、皆予が工夫精究なしたる処にして、第一に行軍・野戦・攻城等に用いる行軍炮の鑄造の法。第二は右の行軍炮を載せて、砂磧及び雪の上等を奔転する戦車の製作法。第三には右炮車の上に架して、敵の矢玉を防ぐべき箱楯の製法。第四は守城或は防海の台場に据え用うる防守炮の鉄筒を鑄造する法、第五に右極大至重なる鉄筒を載せて力をも勞せず、自由自在に筒先を旋動すべき如意宝台の製造法。第六には再震雷と名付くる弾の敵城蛮船等に打込みたる後に、再び震動雷発して分碎する炮烙の製法。第七に紫金鈴と名付くる弾の敵の城・樓・船艦等に打込みたる後に猛火毒烟を吹き出し、防ぐべからざる焼き玉の製法。第八には水戦の時に小船に乗りて大洋に漕ぎ

出し、蛮船を打崩すべき大銃を鉄にて鑄造する法。第九に右の水戦炮を載せて海上を横行し、蛮船に間近く漕ぎ寄せ、大銃を打放つに便利なる小さき軍船を丸太を以て製作する法へそれ尋常の大筒は蛮船を打崩すに足らず、また極めて大なる筒は普通の船に載せて、その弾定法の火薬を用いて横打ちすることは絶えて叶わざる業なり。これを以て予この水戦炮と丸太船とを製作し、洋中に乗り出し数々打発して試せしに、何ほど猛烈なる火薬を装めて打つと雖もその船少しも損傷せずして大いに便利なり。この当流第一の神秘なり。第十に人力を用いず、風波の順逆に拘らず自ら走りて敵船を取り巻き、大敵を焼き打ちする火船の製造法。以上これを十箇の極秘とするなり。文化五戊辰年八月二十八日 佐藤百祐信淵

【伝書】

大圓流深秘録

青圃文庫蔵

一 大圓流深秘録（異本）

青圃文庫蔵

○大衍流（だいえんりゅう）

流祖

藤田次郎佐衛門光治

佐藤信淵の著書の中で家伝の砲術秘伝とされているが、実際は信淵の創始になるものであろう。なお、『三銃用法論』には、「武衛・荻野・自得・渡辺・安盛・安見・中島・大衍・浅香等の諸々には皆摺台あり。大同小異のみ、且つ荻野流には流祖六兵衛が工夫にて大銃を早打ちにする自由台と云うものあり、また彼流の坂本天山が工夫の由にて要台及び周発台・六具台等あり。諸家の砲台何れも巧みなる事は巧みなれども、みな一得一失ありてその善を尽くせるものに非らず」と大衍流を批判している箇所がある。しかし『砲術備要』の注には「大圓流また大衍流とも書す。

此の流は長州浪人藤井治左衛門光治なる者、肥前国佐賀にて開基せし流なり。予別に藤井が伝を著しおけり」とあって、大衍流が大圓流と同じでは矛盾する記事になる。

◇種子嶋時堯―藤田治郎左衛門光治―佐藤甚助信利―佐藤甚助式行―佐藤甚太郎信景―佐藤庄九郎信季

【伝書】

佐藤百祐信淵

三銃用法論

青圃文庫蔵

三銃用法論草稿（下巻）

青圃文庫蔵

三銃用法論（異本）

青圃文庫蔵

大衍流伝書

織田完之旧蔵

【参考図書・文献】

佐藤堅司編『佐藤信淵武学集』（「日本武学大系」上・中巻）

川越重昌著『兵学者 佐藤信淵』

森 銚三著『佐藤信淵 ―疑問の人物―』

○大極流（たいきよくりゆう） 『久留米市誌』に流名のみ記載。詳細不明。

○大玄流（だいげんりゆう） 彦根藩に伝承。堤光治郎・堤勘左衛門が師範であった。詳細不明。

○台賜流（たいしりゅう） 高島流と同じ。

○大成自得流（たいせいじとくりゅう） 彦根藩に伝承。船越三十郎が師範。自得流の分かれか。詳細不明。

○泰西流（たいせいりゅう） 豊浦藩に伝承。西洋流と同じか？ 詳細不明。

○大成流（たいせいりゅう） 流祖 桜田廸子恵 嘉永年間創始

桜田廸は子恵または簡堂と号し、仙台藩の兵学者として知られる。甲州流・北条流などの兵学および千葉周作に就いて剣を学び、のち西洋砲術を学んで一流を創始し、済美館をひらいて後進を指導した。

○大世流（たいせりゅう） 流祖 大世日向守君照 元和頃創始

「伝記」

大世日向守君照、慶長十有三曆戊申年南蛮国に至り、石火矢薬火之術を習う。妙を得て元和三丁巳帰朝して、船越安左衛門尉秀長に此の術を伝う。故に大世と流名す。実に天下の重宝、妙術之器なり。

…大世日向守君照―船越安左衛門秀長…船越忠左衛門朝義

【伝書】

○大戦流（たいせんりゅう） 流祖 瀬田甚内重成

江州国友の鍛冶国友丹波の弟子であつた国友甚次郎の二男として国友に生まれ、甚次郎が尾州藩に召抱えられたとき、父に従つて尾張に赴き砲術師範となる。

瀬田甚内重成（国友甚次郎二男）江州国友に罷り在り、砲術修行、別して玉火矢鍛練。明暦三酉年、瑞竜院様え御目見、流名大戦流と思召しにて御付け遊ばされ候旨。

∴瀬田甚内重成—瀬田甚内常重—瀬田甚内重郷—瀬田甚内重政—瀬田甚内重武

瀬田五助茂之—瀬田助三浪茂実

河山秀篤↓（大仙流）

○大仙流（たいせんりゅう） 大戦流の分流 富山藩に伝承

∴瀬田甚内常重—河上秀直—河上秀篤—河上秀為

○高島流（たかしまりゅう） 流祖 高島四郎太夫秋帆 天保年間創始

秋帆の疑獄事件により高島流の名を憚り、西洋流とか威遠流と改称したほか、御家流として採用した藩も多い。

高島秋帆は、通称を四郎太夫、名を舜臣、字を茂敦と云った。秋帆はその号である。高島家は長崎の町役人を勤めるとともに出島砲台の守備を受持っていたことから、父四郎兵衛は坂本孫之進俊現に就いて荻野流増補新術を学び、荻野流砲術の師範となった。秋帆の時代になってから蘭書を基に、出島のオランダ人に質問して得るところがあり、天保初年ころからヨーロッパ製の銃砲を輸入し、洋式の銃隊訓練を始めた。天保十二年（一八四一）幕命により、武州徳丸原（板橋区高島平）において洋式銃隊の訓練を演習し、識者に大きな感銘を与えた。その影響は幕府を始め諸藩の兵制改革を促し、日本陸軍創設の基を開くに至ったと云うも過言ではない。

高島浅五郎茂助—高島太郎茂巽

池辺啓太—田結莊斎治邦光（千里と号す）

平山醇左衛門

鍋島十左衛門茂義—坂部三十郎明矩

∴高島四郎太夫秋帆—鳥居平七

村上財右衛門範致

有坂淳蔵—有坂長為

市川熊男

下曾根金三郎信敦—佐久間修理啓（象山）

江川太郎左衛門英竜

【伝書】

高島流砲術秘書

青圃文庫蔵

高島流砲術秘書

青圃文庫蔵

高島流砲術秘書

青圃文庫蔵

高島流砲術之書

青圃文庫蔵

火薬秘書

青圃文庫蔵

高島流砲術聞書（池辺啓太記）

青圃文庫蔵

銃陣初学鈔

青圃文庫蔵

高島流地取之卷（徳丸原演練図）

青圃文庫蔵

高島流鉄砲書（伝来之卷、初段伝授条、初段補遺伝、中段伝授、中段補遺伝、免状、奥儀免状）

青圃文庫蔵

【参考図書・文献】

有馬成甫著『高島秋帆』（「人物叢書」8）

岩崎鐵志著『高島流砲術伝播の研究』（吉田 忠編「東アジアの科学」）

岩崎鐵志著『高島流砲術伝播の研究』―村上定平の書簡―（「静岡女子短期大学研究紀要」第十六号）

岩崎鐵志著『高島流砲術伝播の研究』―金沢藩陪臣河野久太郎宛書簡―（「静岡女子短期大学研究紀要」二〇号）

佐藤昌介著『洋学史の研究』

所 莊吉著『砲術と兵学』（中山 茂編「幕末の洋学」）

○高橋流（たかはしりゅう） 流祖 高橋惣右衛門某 『海録』に記載されるが、詳細不明。

○高畑流（たかはたりゅう） 流祖 高畑新右衛門某

…高畑新右衛門某—辻弥兵衛之種—辻弥平房種—辻弥兵衛種樹—辻弥兵衛政種—辻弥平增種

【伝書】

箕浦貞助元成
磯谷弥五助貞郁—磯谷次郎光風

高畑流砲術目録

青圃文庫蔵 一 高畑流家伝袖玉神器譜

青圃文庫蔵

○高原流（たかはらりゅう） 『武術流祖録後輯流名』に流名のみ記載。詳細不明。

○隆安函三流（たかやすかんさんりゅう） 流祖 中村若狭守隆安 慶長・元和年間創始とされるが万治頃と推定。

隆安流、隆康流、高安流あるいは函三流とも称される。圖極流・遠国流も同じか？流名の起こりは、大極の一気函

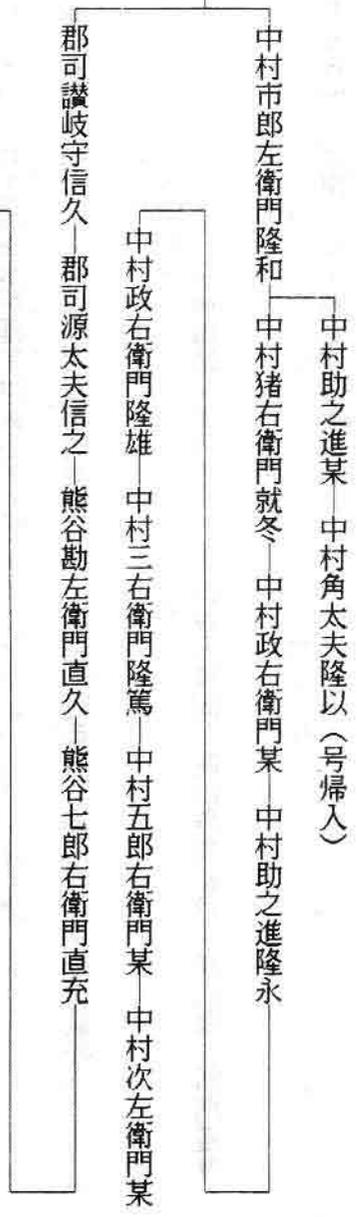
三の謂から名付けられた。毛利輝元の家臣、中村若狭守隆安が種子島に赴き、南蛮人から大砲術を学んだとされ、長州藩と熊本藩に伝承した。佐藤信淵の著書中にしばしば引用される。

『隆安函三流砲術秘書』序

古に云う。千鈞の弩機を発するは鼯鼠の為ならず。その発するや必ず所以あり。予の家、朝鮮国より石火矢並びに矢石の法、波羅漢・石筒等の器製作の術を授け受く。然りと雖も、函玉・棒箭等その飛発して当たるに、なお未だ的中の至理必ずしも審らかならず。ここに中村隆安なる者あり、備前州宇喜多氏の末流にして家伝に鉄砲あり、方術世以て之れを知る。原氏就康その門に傑出する者、長州の生れなり。故あり肥之前州に住し、太守鍋嶋某公の台命を辱承

し、新たに鉄砲一流を頭わす。世挙げて圓極流と称するは是れなり。その台槽なるや大術五重を象り、その包裹なるや三才一元に帰すの旨を察して、専ら数理の大なるを責ぶ。凡そ此の法を以て之れを弁えれば、玉射の術、大小長短に準じ、まさに的するも遠からざるものなり。予此れを習うこと季既に久し。予家に伝える所の石火矢・矢石の法、また之れに依りて之れを験するに、函玉を以てするやその理に順う。棒箭・箆矢砲玉之火術、なお未だその理に順わず。その盈縮を細しく推しはかり、潜鍛密練、即ち百発して百中す。左右の逢原に他を嚼破し、圓極の至味吾家の火気に全備するや、仍って此の一篇を作り子孫を警発するのみ矣。(原漢文)

…中村若狭守隆安



【伝書】

隆安函三流砲術秘書(八軸)

青圃文庫蔵 一 隆安函三流鉄砲書序

青圃文庫蔵

○隆安流(たかやすりゅう) 隆安函三流と同じ。

○隆康流（たかやすりゆう） 隆安函三流と同じ。

○高安流（たかやすりゆう） 隆安函三流と同じ。

○高山流（たかやまりゆう） 井上流を水戸藩では高山流と称することがあった。↓井上流

◇井上外記正継—高山勘左衛門重正—高山平太左衛門重継—高山勘左衛門重治—高山忠治左衛門重好

高山勘左衛門正利—高山舍人重周—高山角馬重行—高山勘左衛門重厚

○瀧波流（たきなみりゆう） 流祖 佐々木五郎右衛門某

『家譜』によると、「慶長十四年五月三日、打ち形照寛（徳川秀忠）に入れ奉り、日本早込めの元祖と号を賜り、自今瀧波御流と唱え候様、一統に打つ時は瀧の消々と波の落ちるが如く、打つ如く崩す如しとの御意仰せ出ださる。（後略）」と、流名の起こりが記されている。二代角右衛門のとき罪があつて断絶したため、弟子勝野平左衛門吉里が流儀を相続した。紀州藩に伝承。

○竹内流（たけうちりゆう） 流祖 竹内治右衛門某 松山藩に伝承。竹内治左衛門流とも称す。詳細不明。

○竹谷流（たけたにりゅう） 流祖 長谷川八郎左衛門一安 天保十三年藩命により長谷川流を竹谷流と改称。

◇長谷川八郎左衛門一安―竹谷彦兵衛吉高―松延忠衛門勝長―松延孫七郎正勝―竹谷彦兵衛高富―竹谷鉄翁高明

∴竹谷忠兵衛高謙―竹谷忠右衛門成章 ↓長谷川流

○竹田流（たけだりゅう） 『武芸流派辞典』に武田流の異名として流名のみ記載。詳細不明。

○武田流（たけだりゅう） 甲州武田家の砲術と云う。肥後藩の「∴武田信濃守―九家和泉太夫」がそれか？不詳。

○武部流（たけべりゅう） 『金沢市史』に流名のみ記載。詳細不明。

○武官流（たけみやりゅう） 流祖 武官嘉兵衛親実 鳥取藩に伝承。詳細不明。

○竹村流（たけむらりゅう） 松山藩に伝承。岩田甚五右衛門が師範であった。詳細不明。

○田嶋流（たじまりゅう） 未調査。重田土肥介が伝書を記述している。

【伝書】

田嶋流砲術修行管窺

森重民造氏蔵

○多助流（たすけりゆう） 柳川藩に伝承。詳細不明。

○田付流（たつけりゆう） 流祖 田付兵庫助景澄 慶長年間創始

田付兵庫助源景澄は砲術の達人なり。その父美作守景定は江州神崎郡田付村の人にして佐々木の庶胤なり。景澄その芸を以て東照宮に仕え奉る。宗鉄に改め、その子兵庫助景治その芸を相続す。その子四郎兵衛方圓大猷大君に仕え奉り、その子四郎兵衛直平箕裘の芸を継ぎて、その名海内に偏し。推して田付流と曰う。（原漢文）

或る人曰。田付宗鉄・稲富伊賀・安見隠岐三人を、其の比鉄炮の名人と京田舎ともに風聞し伝る。『本朝武芸小伝』
田付流の砲術伝書は、求中集・求中集別巻・鉄炮打方・十三段初心集・十三段初心集別巻・鉄炮伝来記・十二影の書・中筒打方・鳴鐘問答・直し方之書・早打之書・出合打方算法・大筒町積・銃目録・家之文字・三方一圓・銃算書
目当之秘事から成っている。そのうち『求中集』五巻本は、慶長二年に記述された基本伝書であったが、のち稲富流などの影響を受けて慶長十三年に伝書の体系を整備したとき、この『求中集』は三巻本に改訂されたため二種類が存在する。

『求中集』慶長二年本序

それ鉄炮と云う事、南蛮国より我が朝に渡り、普く世間に広まると云えども、此の道に至つて会得する事稀なりとなり。鉄炮にも人間の五脉有るごとくにして、地・水・火・風・空の集まる処を以て根本とするなり。地と即くは鉄は地より出てその容形を作り出せり。水と即くは焰硝硫黄は水より出で、同じ水は薬を合わすにもその分量を以て徳となす。火と即くは筒より放し出で、その薬力勢い夥し。風と即くは玉を飛行し、その益甚だしき事万宝たり。空と云事更に非らず。言舌願う處。されば中りたる所の極めをも空にひとしくして、身にも心にも覚えす、只恬然として放ち出する所是れなり。即ち教外別伝不立文字の質なり。佛法も極妙最上の處は、心少しも立ち帰る事にあらずといへり。そのごとく鉄炮も最上段の位は一心迷う事あるべからず。然れば拙者数年師説を請け、並びに私の工夫を遂げ、数ヶ条有ると雖も、聊か要用を集めて之れに注し一冊に為めて出だす。求中集と名付く物なるべし。慶長貳年正月吉日。

『求中集』慶長十三年本序

本朝の鉄炮と云う事、昔中花より来たりて、今中華よりも盛んなり。人の力の科によらずして、玉の飛ぶごとく遠く飛びて、物を貫く事もつよし。誠に兵具（ハヤシ）一宝（ハヤシ）なり。斬以貴賤是れをもてあそばさるはなし。之れに依つてその得失を論じ、その用捨を替えて人に教えるもの百流千流あり。然れどもその大綱目を挙げて云う時は、別事なし。只玉・薬・筒・台の四なり。その玉は鉛錫鉄銅木革にして、大小軽重の用あり。その薬は塩硝硫黄炭水を以て調合して、強弱多少の用あり。その筒は鉄銅木革にして、長短厚薄内外通塞、強弱曲直の用あり。その台は土木金索にして、方円平直、動靜転環の用あり。是れ皆大筒・小筒にわたり、品かわりて理はひとしき物なり。此の鉄炮を発する事四所あ

り。合戦・狩場・座席是れなり。合戦常にあらず。此の習い狩場にあり。山林野草を分け、河水を渡り、海上に浮かび、馬上・船中にして発し、寒暑風雨の難を凌ぎ、飢渴労苦して、飛禽走獸を追い放つ時、その器の大小・軽重・方円・平直・出入・堅柔の用捨得失自ずから知るべし。殺生場なき所あり。塚を築き、的を立てて発す。塚もなき所は座席にして、その身構えを習うに狩野逍遙の時を忘れず、その器の得失を論じ、是れを身にしたがえ用いる様にするべきなり。角星の大小・高下・動靜・黄白定めなく、我が身行住座臥、早発・遅発自由を習得すべし。此の工夫に至りぬれば、座右に三軍の備を見て、攻守防戦の躰用を知るべし。遠くに行くごとく近くよりし、高きに昇るがごとく低きよりするにあらずや。その片端を記して、求中集と名付く。事物過ぐるに及ばざるのを求め努るなり。于時慶長十三戊申秋八月中瀬、源姓佐々木氏、田付兵庫助入道宗鉄二云爾。

田付左太夫景昌—田付兵助景賢

・田付兵庫助景澄

田付左太夫正景—田付左太夫正澄—田付左太夫正周—田付左太夫景定—田付左太夫正友

田付兵庫助景治—田付四郎兵衛景利—田付四郎兵衛直平—田付四郎兵衛直久

古高忠右衛門正永

古高平右衛門祐正—古高善右衛門正信

田付四郎兵衛直政—田付四郎兵衛直素

古高善右衛門正武—古高善右衛門正逞

横井重兵衛時以

田付四郎兵衛直温—田付四郎兵衛直寛

御友三右衛門重倚—御友三佐衛門重民

【伝書】

古高善右衛門正芳—古高善右衛門正尹—古高弥十郎正員

田付主計直愛

田付流求中集（旧本）

青圃文庫蔵

田付流求中集（旧本）

青圃文庫蔵

田付流求中集（新本）

青圃文庫蔵

田付流求中集風之巻

青圃文庫蔵

田付流炮術目録伝書

青圃文庫蔵

田付流足並之図

青圃文庫蔵

【参考図書・文献】

所 莊吉『砲術』（「日本武道大系」第五巻）

○種子島統一（たねがしまとういつりゆう）

流祖 小平伊左衛門諸俊

元禄年間創始

ただ統一とのみ呼ばれることが多い。小平諸俊は明石重貞より種子島流長筒術を、また白土隆直から稻留流乱火術を学び、工夫を重ねて統一を創始した。なお仙台藩では本庄新明流を統一と称することがある。

小平諸俊、伊左衛門と称す。諸次へ喜兵衛の弟。貞興に印可を受け、白土隆直に短筒を学ぶ。貞享元年春三月、隆直奏請す。その略に曰。小平諸次の弟諸俊、臣に従つて業を受くこと数年、資若干を捐て自ら巨砲を造り鍛練習熟、臣を優ること遠し矣。是れを以て既に印可を授く。かくのごとき秀技を啓さずば、恐らく掩材の罪を獲ん。伏して願わくば之れを挙用せんことを。冬十月、貞興奏請す。その略に曰。小平諸次の弟諸俊、臣に従ひ業を受け、業既に熟す矣。故を以て天和元年、三十匁の丸を発つて十六町に至り、五十匁の丸を発つて十八町に至り、百匁の丸を発つて十五町に至る。伏して願わくば之れを挙用せんことを。元禄貳年秋七月、芸者に擢でられ俸二口・米十石を給う。五

年冬十月、米代に於いて教場始めて成る。「会津日新館志 火術篇」

◇明石作左衛門貞興—明石作左衛門重貞

◇白土吉之丞隆直

【伝書】

統一流鉄砲極意之巻口伝書

青園文庫蔵

…小平伊左衛門諸俊

小平伊左衛門諸算

根津織左衛門某

松本十郎兵衛佐校

春日祖右衛門重照

小平伊左衛門諸武

河野喜太郎伊道

小平信常

高津忠貴

○種子島西上流（たねがしまさいじょうりゅう）

『武芸流派辞典』に流名のみ記載。詳細不明。

○種子島藤岡流（たねがしまふじおかりゅう）

藤岡流とおなじ。↓藤岡流

○種子島流（たねがしまりゅう）

この流名を称する砲術は数多く存在しており、砲術流派の代名詞といえる。

米沢藩で霞流を種子島流と称したほか、会津藩では明石貞興を流祖とする種子島流、尾州藩では天野五郎右衛門時勝を流祖とする種子島流、肥後藩では松島五郎三郎—豊島源右衛門—吉村九助—毛利伊勢守とする同流、種子嶋大膳を祖とする種子島流など限りがない。

①種子島流 流祖 天野五郎右衛門時勝

尾州藩に伝承。海部定右衛門正親からの分流を海部流とも称した。

「松下五郎三郎」目に見ゆるものをうたでや止めべき、溪間はるかに隔ちぬると裳。種子島の産にして鉄炮の術に達しける。ある時筑紫の商人、船に乗りて大明へわたる。松下これに便船して大洋へ出るの処、折節、難風にあひ逆浪天に漲りて舵おれ、帆破れて洋中に漂ひ、辛うじて伊豆の邦へ流れ着けり。ここに於いてその処に上陸しけるが、鉄炮に妙を得たるよしを聞きて、近国の武士多くその門下に集まる。是れよりして松下広くその技術を教ゆ。因て関東へ弘まりしはこの松下をもて元祖となすよし、ある書にいへり。松下何人の門弟といふことをしらず」『本朝武芸百人一首』

∴松島五郎三郎—豊島源右衛門某—吉村九助某—毛利伊勢守某—吉村市兵衛某—林太兵衛某—井上五兵衛某

朝比奈兵右衛門某—和田宗左衛門某—平松五左衛門某—中山勘右衛門某—松野吉左衛門某—海部才兵衛某

岩本次右衛門某—大島久兵衛某—大島藤兵衛某—大島忠九郎某—大島吉右衛門某
佐々木九太夫某

大島藤九郎某—大島久平某

③種子島流 流祖 天野五郎左衛門光定

小筒を得意とする流派。天野五郎右衛門時勝と同一人物か？

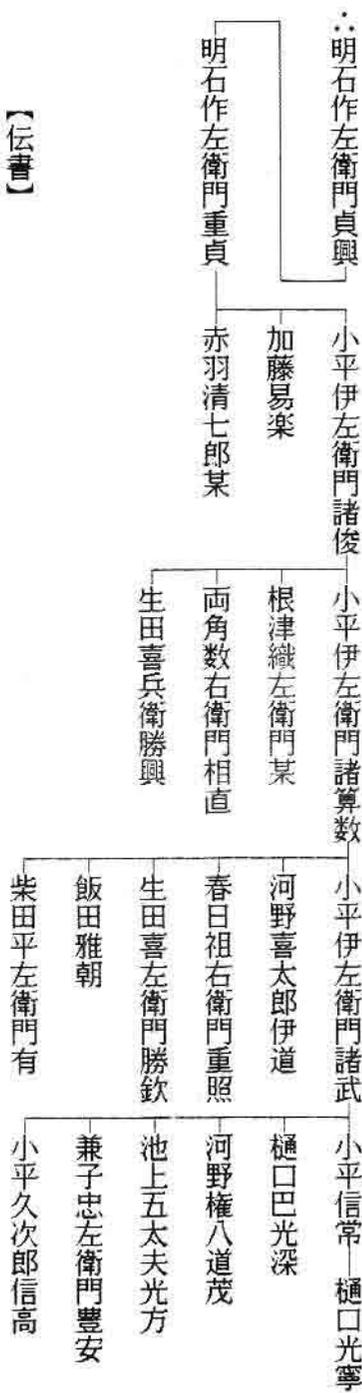
∴天野五郎左衛門光定—武宮喜兵衛光信—菅谷角左衛門廉早—大村友兵衛吉次—松川兵右衛門政栄

黒屋平太夫重定—大村利左衛門知陣—大村友左衛門某

④種子島流 流祖 明石作左衛門貞興 寛永年間創始。

種子島流長筒術とも云う。会津藩に伝承。貞興については『会津日新館志』卷二十八火術篇に記載がある。

「明石貞興、作左衛門と称す。寛永十四年秋八月、火術を以て外隊士に擢られ、秩百五十石を賜る。十五年堺及び備前に於いて、鉄炮百筒へ十匁丸を監造し、十六年堺に於いて鉄炮六筒へ百匁丸二筒、十匁丸四筒を監造す。十七年堺に於いて之れを試み発つ。二十五年秩五十石を増し、慶安四年秩五十石を増す。歩卒百人を管へ之れを教え、別に三人を領し、使令を給うを以て、火薬千七百匁を監製し、諸天守庫に納む。寛文三年致仕、九年春三月卒、享年六十一、大龍寺に葬る。法諡を玄閑浄要居士と曰う。へ名倉日記に曰。心体道順居士、不詳孰是」(原漢文)



【伝書】

種子島流集書長筒之卷

青圃文庫蔵

— 種子島流集書短筒之卷

青圃文庫蔵

種子島流秘盡

青圃文庫蔵

種子島流口訣

青圃文庫蔵

種子島流鉄砲之事

青圃文庫蔵

種子島流打方略書

青圃文庫蔵

種子島流極意之桁薬

青圃文庫蔵

種子島流小筒秘伝卷

青圃文庫蔵

種ヶ嶋流火矢之卷

青圃文庫蔵

種子島流考工伝記(明石派)

青圃文庫蔵

○種子流(たねこりゆう)

種子島流に同じ。

○種工流(たねくりゆう)

種子島流に同じか? 『海録』に記載。

○田伏流(たふせりゆう)

流祖 田伏某

安見右近や毛利民部大輔など伝系は信じ難い。田布施流と同じか?

∴田伏某—安見右近—之—毛利民部大輔某—牧村新吾—吉田如軒—松本茂左衛門某—鶴田織部某—諸熊修理某

【伝書】

田伏流鉄砲序之卷

青圃文庫蔵

田伏流眼位之事

青圃文庫蔵

田伏流町積之事

青圃文庫蔵

田伏流鉄砲書

長崎博物館蔵

諸熊才三郎某

○田布施流（たぶせりゅう） 流祖 田布施源助忠宗

田布施源助忠宗なる者は河内の人なり。天文六丁酉年四月、南蛮に赴きて鉄砲の奥旨を得たり。酒井市之丞正重とい
う者あり。忠宗に従い宗を得て、戸田左門氏鉄に任せ、慶長年中伏見に於いて東照宮の台覧に技術を備え奉り、芳譽
を得たり。正重の門に在る者多し。山内太郎兵衛久重その宗を得て精妙と為す。末流諸州に在り、田布施流と曰う。

（原漢文）『本朝武芸小伝』

∴田布施源助忠宗—酒井市之丞正重—山内太郎兵衛久重

【伝書】

森内重正

酒井市之丞鉄砲道薬口薬之卷

青圃文庫蔵

酒井市之丞鉄砲書

安齋 実氏蔵

田布施一流砲術真業録秘書

内閣文庫蔵

田布施流銃技書

京大図書館蔵

○田布瀨流（たぶせりゅう） 『海録』に田布施流の異称とされている。

○田村流（たむらりゅう） 『武芸流派辞典』に流名のみ記載。詳細不明。

田村火矢（大国火矢）の流派と思われるが、伝書未見。

○田谷流（たやりゅう） 流祖 田谷貞通 詳細不明。

∴田谷暇身貞通—池田重常

○短最流（たんさいりゅう） 流祖 羽星野正重（号短最）

玉火矢を得意とする火術。尾州藩に伝承。

∴羽星野入道短最正重—大井八右衛門尚政—大井兵左衛門長昌—大井新之右衛門昌幸—大井兵左衛門政峯

大井兵左衛門邦昌

○鍛練流（たんれんりゅう） 流祖 葉師寺久左衛門種広

長崎の町役人葉師寺家の祖種広が創始した砲術、その子宇右衛門種永の時工夫を加えて自覚流を興す。

姓は源、名は種広、一に葉師寺久左衛門と号す。筑前州の人なり。乱を避けて肥後の長崎に至り、その後長崎の人となる。是れより先、父葉師寺藤左衛門某鳥銃の術を嗜み、薩州に適いて種子嶋流を学び、その秘を得て以て是れをここに伝う。種広相継ぎその業を受けて未だ心に満たず。遍く半眼稻富等諸流を学ぶ。また肥の平戸に抵り、和蘭人就いて火砲の術を学ぶ。然る後その長を取りその短を捨て、その幽を探りその玄を釣り、遂に放銃の妙用を獲る。称えて鍛練流と曰。然るに放銃変態の委を精にして、数法器製の源を粗にす。故に学びその要を得る者尠し矣。（原漢

文）『自覚流伝系譜』

↓自覚流

○知新流（ちしんりゅう） 『武芸流派辞典』に流名のみ記載。詳細不明。

○知徹流（ちてつりゅう） 流祖 板倉理右衛門正勝

棒火矢を得意とした流派。智徹流または板倉流とも称される。

∴板倉理右衛門正勝—板倉市太夫某—土方新兵衛重賢—館加兵衛某—加藤近之丞某

○千歳流（ちとせりゅう） 高島流と同じ。久留米藩で淡河次郎左衛門正範が師範であった。

○中遠流（ちゆうえんりゅう） 流祖 谷崎所左衛門某

玉町・田村火矢を得意とする。尾州藩に伝承。稲田流の分流とされる。

∴谷崎所左衛門某—四宮元右衛門兼豊—四宮元右衛門兼当—四宮外記兼慶

○中條流（ちゆうじょうりゅう） 流祖 中條豊後守秀重 慶長年間創始

豊後守流とも云う。

∴中條次郎右衛門（豊後守）秀重—宮崎内藏助某

【伝書】

中條流鉄砲伝書

青圃文庫蔵 一 豊後守流鉄砲之書

内閣文庫蔵

○中筒流（ちゅうつづつりゅう） 流祖 不詳 詳細不明

【伝書】

中筒流大砲・小砲・火術流儀之覚 青圃文庫蔵

○中伝流（ちゅうでんりゅう） 流祖 渡辺庄右衛門綱重 寛文年間創始

綱重は泉州堺の出身で、鉄砲鍛冶として尾州藩との折衝に当たっていたが、のち居台玉町を得意とする砲術の師範家となった。「初め芝辻理右衛門代職にて尾州に罷り越し、芝辻惣右衛門と名乗る。子細これあって立ち去り、後再び渡辺新左衛門方より苗字譲り受け、渡辺と改め、敬公御代御鉄砲打に召出ださる。」（『張藩武術師系録』）

∴ 渡辺庄右衛門綱重―渡辺庄左衛門長綱―渡辺取次右衛門重政―渡辺取次右衛門正綱―渡辺庄右衛門綱寿

成田泰矩のとき、中伝流に舍人流短筒を取捨して、

自らの工夫を合わせ「義一流」抱え玉術を創始。

渡辺市左衛門綱直―渡辺松太郎綱秀

成田和善次泰矩―成田甚右衛門泰道↓義一流

○中和流（ちゅうわりゅう） 流祖 片岡兵治重恒

…片岡兵治重恒—片岡兵治重寛—片岡兵治重矩—片岡右馬助重忠

【伝書】 伝書は「玉之徑」を除いて隠語で記述されている。

玉之徑

青圃文庫蔵

鉄炮玉眼寸法

青圃文庫蔵

鉄炮遠町詰

青圃文庫蔵

○調子愚知流（ちようしぐちりゆう）

流祖 調子愚知

調子急知流、長子口流とも称す。↓南蛮調子愚知流

○朝鮮流（ちようせんりゆう）

流祖 東方權左衛門寛忠

『砲術伝書序』

孫子始計に曰。兵は国の大事、死生の地、存亡の道、察せずんばからざるなり。それ然れば即ち兵器もまた死生存亡の要具と謂うべし。豈選ばざるべき哉。斯れを以て兵器の利鋭に熟致して俵らず。その近きは鎗刀にしかず。その遠きは弓砲にしかず。就中、砲器は猛威勸烈、壘に千歩の外に敵を斃すのみならず。当に万仞の外に城を碎くは、独り鉄砲に限るべし。ここに予の朋、東方君寛忠は、広く文武の道を学び、深く両輪の要を悟る。殊に砲術は家業なり。故に天下にある所の火法に於いて、一つとしてその流源を曉らざるはなし矣。而して造次顛沛の間これを勉め、意気を改めず。傍らまた若干の秘書を写し脩め、恒に座右にこれを為し、伽て和理に事を配り、虚実を試して当に実を執り、流れの虚を棄て、刺錐磨斧の功を積むや久し。ついに神妙自在三昧に至る。如今、その雷名八境に轟く、また

宜しからず哉。然して予の性、また素よりこの道を好み、若冠の昔よりこれを為し、東詢西問齡を知らず。將に知命に垂するも尚未だ嘗て厭わざるべし。同氣相求め、同癖相憐れむは誠なる哉。東君能く予を愛し、予また篤く東君を信じ、その交わり水魚の如く、その情伯仲如く、その粟や曳々。東君一日、一秘書を出だし、予に註を命ず。予堅く辞すとも東君聴かず。予卒に恐れて戻り、長者の命に所思を記し、以て其の責を塞たす。東君の理術を思ふや、その精妙また玄なるや予に十倍す。而して予ここに雷註を劫かす。予豈不審を垂れるを得ん哉。然るに以為、弟道唯々として畏る。是れ止む得ざるなり。希わくば東君の仁、予の過ちの及ばざるは竄改して孤かざれば、予の幸甚にして後学もまた幸甚なり。松本賢作康明撰（原漢文）

【伝書】

朝鮮流番船之棒火矢目録

青圃文庫蔵

○長短反求流（ちようたんはんきゆうりゆう） 流祖 上田与左衛門重次

反求流とも称す。流名の起こりは、「それ此の道は思無邪の一言を以て心法と為し、容貌の直正を以て規矩準繩と為す。即ち筋骨自ずから之れに従い、手裏を強くするに非らず、また弱くするに非らず、中和を主とし、權節に中つて、偏倚恐懼の容ち無くんば、即ち百発中りの効無からず。豈、心を高遠に馳せて近きを忘るべけん乎。もし但、的に中ることを要めて心を身の規矩に求めざれば、即ち従え鶴を失せずとも苟に偶中なるのみ。孔子曰。射は君子に似たること有り。諸れを正鵠に失すれば、反つて諸をその身に求む。射と鉄砲とはその術異なると雖も、その道は

即ち一つなり。吾が砲術を号して長短反求流と曰うは、即ち本を端しくし、源を澄ますの微意なり。(原漢文)

◇酒井定信

太宰重次

…上田与左衛門重次

蝦名貞藏盛

朝日奈六左衛門有忠 佐々木専右衛門篤則 佐々木武右衛門某

【伝書】

反求流秘要篇之註解

青圃文庫蔵

佐々木所左衛門則卓 佐々木専右衛門某

○直徹流(ちよくてつりゆう)

流祖 片井京助直徹

松代藩士片井京助は、鉄砲鍛冶としても令名があり、迅発撃銃や傍装雷火銃、スプリング式空気銃など新式銃の考案者でもある。天保年間江川太郎左衛門英竜に就いて西洋流を学び、考案した銃器を用いた砲術を創始した。

【伝書】

直徹流小筒打方初伝

青圃文庫蔵

【参考図書・文献】

山岡龍三編『佐久人の国家的発展』上巻

未完 六三・八・二〇

仙台藩内鉄砲及火薬史覚え書 (27)

川 越 重 昌

目 次

第七章 仙台藩焔硝蔵

十二節 中山鷲ヶ森西御鉄砲御薬蔵

一 史料と概観

二 跡地探し

三 焔硝蔵図面の詳見と校訂平面図

四 現地地形からみた立地条件

五 火薬収納法四段棚

六 幕末時の記録にみる三棟の蔵とは何か

七 故藤原相之助氏と火薬史潜入手段に就いて

本号要約・全国的に火薬箱収納法として、四段積を創めて工夫したこの蔵の意味は大きい。跡地は遂に見付け得なかったが、全敷地は鷲ヶ森の尾根をつゝんだ広い山林の中で、守護神山神がそのほど中央にあり蔵は山神と頂を結ぶ稜線と仙台川との斜面にあった。

七章 仙台藩焔硝蔵

一二節 中山鷲ヶ森西御鉄砲御薬蔵

一 史料と概観

毎回述べてきたようにこの蔵も亦「軍器秘数」に「四百五十箱、鶯ヶ森御蔵」と出。次期調べの藩秘録には「国分鶯ヶ森ヶ所」とだけ名を残している。

しかし創建時の蔵平面図が、これも亦県立図書館蔵「仙台藩封内神社仏閣等作事方役所……図」に残されている。同綴に一括されている元禄五六年の、既述北山神明裏合薬所、越路、少林等々と共に全体的考察は本誌一六六号へ述べた通りである。更に「仙台藩治家記録」には次の記もみられる。

元禄五年八月十六日の条に

鉄炮薬蔵等一箇所国分荒巻村ニ建ラルニ就テ、今日普請始メト云々

更に平面図にある附記によって一層その内容が明らかとなる。こゝにNo. 142として原図面を少し縮めて掲載する。附記もよく見えるが、活字化して置こう。(添点は川越附)

中山鶯森西御鉄炮御薬蔵

元禄五年八月十六日巳ノ刻御鞦初

一、二間半ニ五間御蔵ニツ支閔有。軒廻三方ニ四重之棚有リ。

一、二重之箱有、だんニツ、裏白大戸式枚相付錠鑰共ニ、裏白半戸四枚相付。

一、五ヶ所之門扉内三ヶ所ニ錠鑰有リ、

一、御蔵守南会所共ニ二間半ニ六間半、

連子ニヶ所、板戸三枚、せうじ一枚、かけ鉄二鍍、会所一間半ニ二間半ノ所板敷。

一、惣土手地形共ニ。一、御蔵守居所廻かき、

一、二ヶ所之藏廻柵貫井ほり口寄迄、右三口ハ御郡方ニテ仕候。

右之通御藏守佐藤喜内沢口喜兵衛改相渡

萱場 甚右工門

白石 作平

御積 新右工門

(此土手根置一間半長廿六間高五尺、高地形ひくき所にて七尺、柴がき、志おり戸、)
以上の史料を残して廃藩迄存続した保存蔵であった。

二 跡地探し

この蔵に関する最後の記録は、明治十二年末に敷地地種組換のため、軍と県の取替わし記録が県に残っている。その全文はNo.143で、それに依ると鷺ヶ森硝蔵敷地は軍火薬庫となり、その坪数は二七三一五坪九合の官有地で、これは九町と約一反歩。相当な広面積である。

初め明治初年の陸地測量部の二万分一地形図でその位置をみる事は出来たが、それには「旧火薬庫」とはあるが位置だけで建物等は見えない。しかしそこは仙台川上流の東岸で、それもほゞ源に当ることがわかり、陸羽街道から六〇〇m西の山の中である。そこで現在の二万五千で探し出すと容易に「らしい」位置が見つかった。しかし二万分図には陸羽街道の反対側に「宮城県火薬庫」という名も出ており、どちらも鷺ヶ森の内らしく見られ、しかも幕末の記録には、三棟建っているとある。しかし古くは二棟であるから、増建されて不思議はないが、県火薬庫がその増建の跡地を引継いだものかな等ともみられ判定がつかなかった。

そこで例によって近隣一帯の現町内町会長数氏の名を市役所へおき、し(奈良栄夫氏から)跡地の様子を

うかがった。双方に伝承はあるが跡の指摘は出来なく又、由来も不明だとのことで当惑のまゝ年を過した。その年氏家一郎氏が現地を訪ねて下さり、井戸のあったという場処が見付かったから凡そこの辺だと知らせてくれたので、早速現地の案内をいたゞいた。この時は車で素通りする程度にし、こゝの発表迄はまだ先の話だったので実踏は後廻しにした。

その内鶯ヶ森一丁目三七―二一の元町会長阿部二次男氏から、近処の郷土史家関善内氏に調べていたゞいたとて、関氏の草稿を届けて下さった。その要点を掲載する。

- (1) こゝの火薬庫は慶応年代、戊辰の戦いの時に建てられたと伝えられている。
- (2) その頃藩では杉山台の原に大砲鑄造所を設け、鑄物師長五郎が頭となって鑄造を急いだ。
- (3) 火薬は中山辺と台の原にて、多田四平が頭となって製造し、それでその貯蔵庫を鶯ヶ森に建てられた。
- (4) 当時の鶯ヶ森は無人の山地で、同じ高さの、高きが森、崎の森、なすの森と三ツの森があって、それで三ヶ森と称され、火薬庫は山地の中央と南北、そして北辺の三ヶ処に隔離されて建てられていた。
- (5) 火薬は一箱三斗入れで、南北の庫には六十一箱、中央には百五十箱、北辺には二百五十箱が納められていた。
- (6) これを「御硝煙倉」と呼んで、日夜交替で足輕の「山立番兵」が配置されていた。しかし仙台藩の敗北で短期間にて閉鎖された。

(7) 明治八年歩兵第四聯隊が設営された時、弾薬倉庫として使用されたが、移動となってしまった。

(8) 明治十五年七月コレラ病の発生で、この庫が隔離病棟となったが、短期間で閉鎖され荒れ放題のまゝであつた。当時の人々は「おいせ倉」と呼んでいた。

(9) 明治三十年、当時迄残っていた山頂の古池と井戸が荒れたまゝだったが、この年の秋古井戸から幼児二

人の他殺死体の事件が起きて、一時話題となった。

(10)その後これも埋められ、現在では地域一帯も開発され、倉址を探しても全くわからなくなってしまった。土着の古老庄子三左工門氏が昭和五六年七月になくなられ、尋ねる事も出来ないのが残念である。

大要次のようであった。関氏は阿部氏の附文によると、堤町人形師で熱心な郷土史研究家で、七一才大山老人クラブの副会長をなさっておられる由。この書状は昭和五七年七月にいたゞいたものである。ありがとうございました。

このお調べによると、基本史料は幕末資料により、他は現地での伝承をおまとめ下さったもののように貴重な資料となった。幕末資料とは藤原相之助氏の戊辰史のようである。

昭和になってからは、もう元禄六年以来の藩焔硝蔵については全く人々の心から消えていたようであり、幕末のこの驚々森は当時の様子を探る唯一の好資料であるが、今回の本稿で扱う「仙台藩前期の火薬事情」では深くは扱わない事とする。

三 焔硝蔵図面の詳見と校訂平面図

元禄六年築の蔵に就いては全く現地での記憶は消えているので、残存図面以外には接触できない。

図面で見ると分では整然と矩形に描かれているが、その附記間尺数値をそのまま方眼紙へ移すと、全体の形が蔵前土壘側が長く、背面土壘側が狭くなる外、蔵守据屋も短形ではなくゆがんでいる。このゆがみは先の神明裏の場合はその跡地確認への立地条件をよく説明していたので、この場合も解く鍵かなと思って数年それを手懸りとしたが、そんな該当地形はなかった。

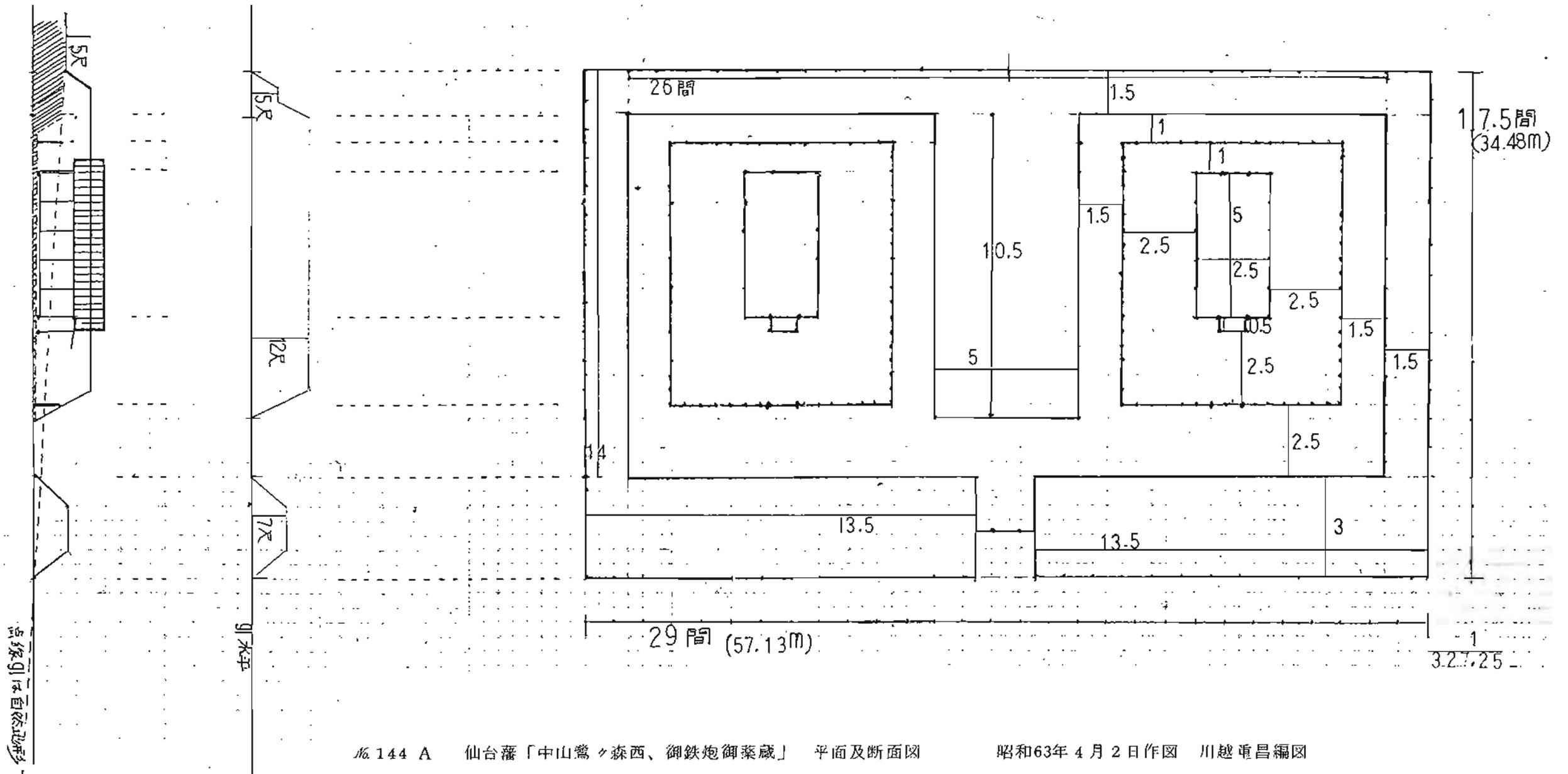
そこで今一度図面と附記間数を比較検討したら、各測定固定点の解釈上、私見に誤りのあることを発見、これを正して方眼紙へのせたら、原図のような正しい矩形の集合形となって描き直された。たゞ蔵守据屋はゆがみのまゝであった。

この校訂平面図をNo. 144 A・B図として掲げる。校訂図によると、両側と背後土壘の根幅がそれぞれ一間半。両蔵中間土壘は根幅五間。前方の蔵と蔵守据屋間の土壘は三間とそれぞれ異なるのは、周囲に被害物件はなく、土壘目的の第一は両蔵間で類焼を防止することが第一だったことが推考される。が、松森蔵の爆発実際をみても、これだけで防げるかはあやしい。それでも両蔵間の距離は十三間で中に五間の土壘があると、爆発時では蔵敷地には大きなクレーターは出来るが、土壘を削ることは無いはずで、問題はこれらの間の防火樹林がどう繁っているかと、当日の風向き次第かと思われる。

又蔵守据屋との間については距離が附記されていないので又同一縮図であるか不明なので、別々紙へ校訂図を描いたが、後で推定されたことだが、蔵守据屋は蔵敷地より少し谷へ降りた下位にあるようで、爆発時の放爆方向からみれば直接の爆風も火炎物も当らず、天空から舞降る火の粉、焼け木のように、これだと二十間三十間と離しても大差なく仙台川源流の谷川と蔵との中間（幅約80mの傾斜地）に常識的に建てられたものようである。

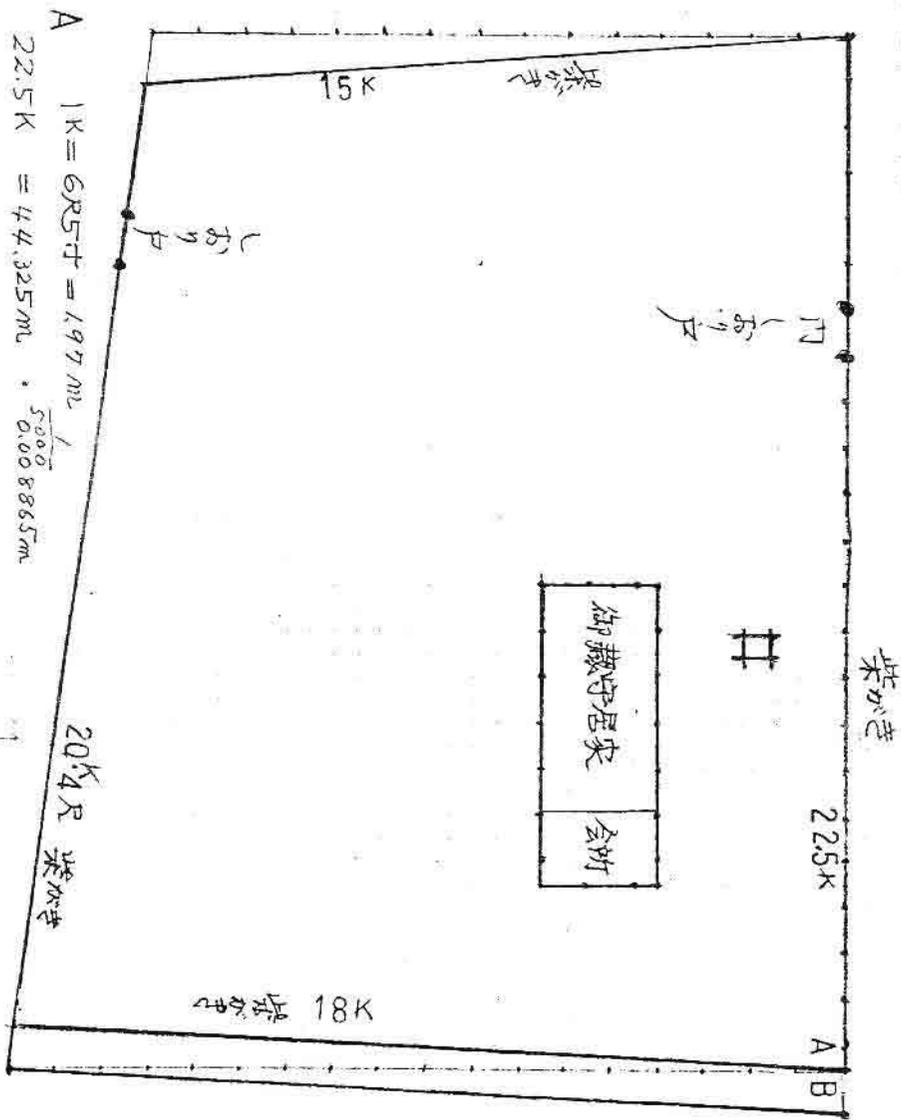
四 現地地形と立地条件

鶯ヶ森焔硝蔵地は、現在のJR線北仙台駅の北北西1kmの辺で、堤町二丁目を通りこし、三本松と呼ばれる「丘陵の頂」へ登る形をとり、その頂脇を廻って水の森一丁目の端から鶯ヶ森一丁目へと、今度は尾根づたいに街をおりていくその街である。つまり市内から梅田川を越えて高さ一〇m位の丘を越えた向う斜面へ



№ 144 A 仙台藩「中山鶯ヶ森西、御鉄炮御薬蔵」 平面及断面図 昭和63年4月2日作図 川越重昌編図

- (註) 1) 史料附記間数の全部を生かして作図した。
 2) 前に草稿した図は附記間数の測定点が不明なのでゆがんでいたのを改める。
 3) 本図によって、元々の地形は傾斜地であることがわかった。
 4) 蔵守居家は、前土壘の高さから、もっと低地にあることがわかる。
 5) 蔵敷地の全体は附記にはないが、29間に17間半である。尚一間は6尺5寸(1.97m)で57.13mに34.48mである。



A $1K = 6R5寸 = 1.97m$
 $22.5K = 44.325m \cdot \frac{5000}{10000}$
 $15.K = 29.55m \cdot 0.00591m$
 $18.K = 35.46m \cdot 0.007092m$
 $20.4尺 = 40.612m \cdot 0.008122m$

 $\frac{327.25}{1}$

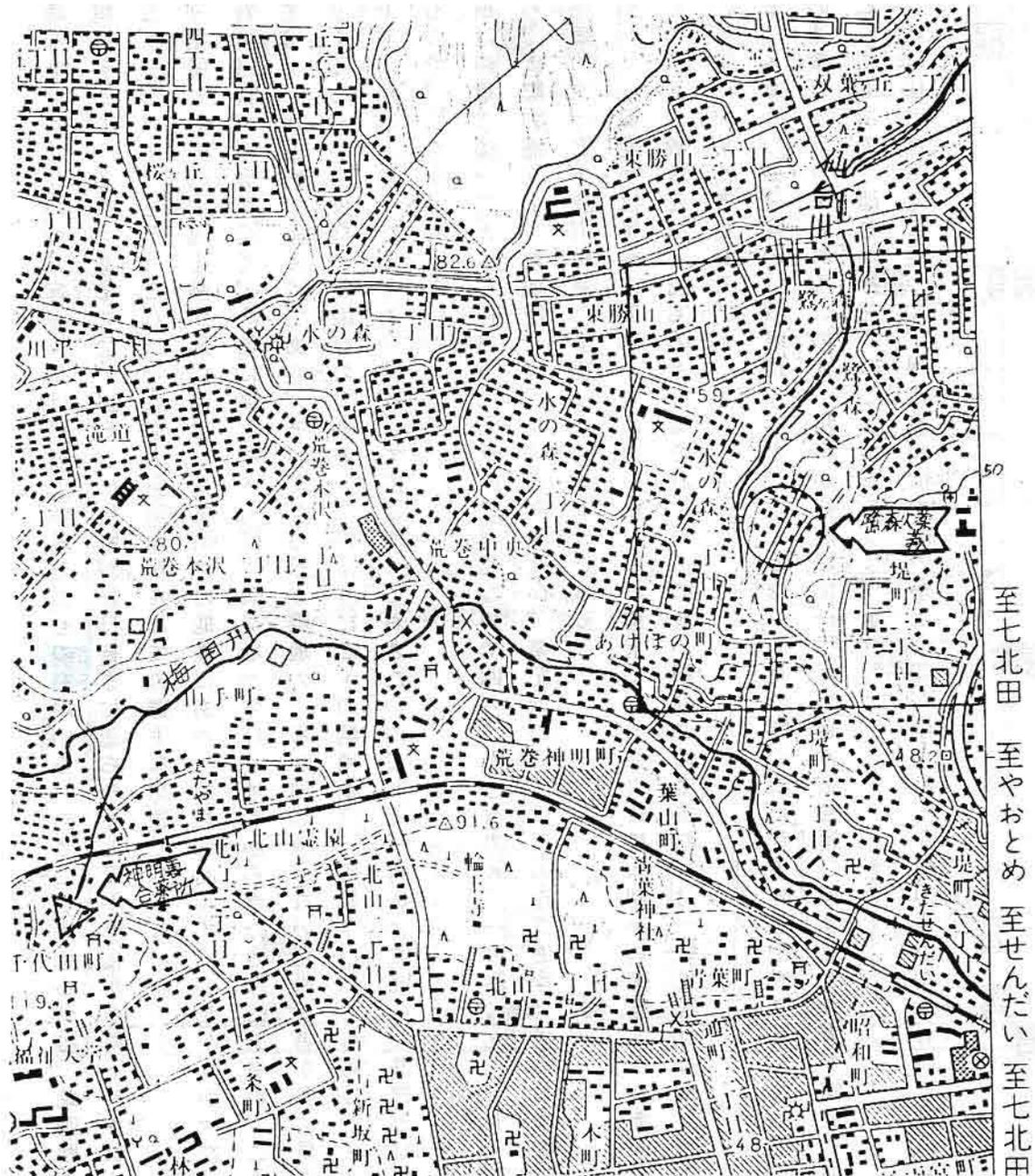
のびる尾根上とその両側斜面へ出来た新開地住宅街で、そのまゝ下っていくと旧陸羽街道へ下りていく。街道からみると西側の山へ登るその山の頂近い処に蔵があり、蔵から一〇〇mもたらだら行くと同様に仙台の街々が遠望される場処で、この三本松という頂きは昔から市内からの一つの目標点としてよく知られていた処で、今上陛下の御立見の記念碑が建っている。

仙台川はこの頂近くを源として北へ小さな谷川として北へスタート、やがて旧陸羽街道に沿い七北田川へ合流する古い川であるが、現在はこの源が深く開きくされ、丘陵頂下をトンネルでぬいて梅田川の増水時に限ってその余分水を仙台川へ放流する工事が完了した（数年前）。そのため仙台川源は様子を一変しているが、私の初踏査時は未だ工事もなく普通の谷川で、むしろ雑草にうずまった藪川のようなであった。

件の蔵はこの藪川と尾根の平行線で区切られた斜面のどこかに、西に面して設けられていた筈である。なぜなら、蔵敷地内の雨水の排水口は正面出入口以外にはなく、その方向が自然地形としても低い方向に設けるのが常識であるからで、今一つは蔵守据屋の裏しおり戸とこの側の柴垣がなゝめに設けられていることは地形上から生まれたゆがみである筈だし、この裏戸は仙台川への降り戸とみられる。井戸の印はあっても、これは堀り抜き井戸なのか、自然の泉状の湧き水を加工したものかわからぬが、谷川側へ裏戸を設けるのも自然ではなからうか。

この立地条件はこの尾根筋では何処へでも可能で、その全域が開発済なので、つまり何処へでも当てはまる地形となっているのである。

そこで何処と固定は出来ないが、この校訂平面図から断面図を描いてみるとNo. 144 A図（内断面図）のようになり、どうもおかしいのは背面土壘が側面土壘より五尺も低いことが納得いかない。これはきっと私の自然地形の傾斜度が実際よりゆるく想定したためのものであり、この自然傾斜度は地図からは正確に出な



№ 145 25000分 1 にみる現地及神明裏合築所

註 縮尺は少し拡大した。仙台川、梅田川を太く加筆した。

いので無理な推定はしないが、背面土壘は尾根上の道そのものを用いられたことも考えられる。蔵四囲の土壘には生垣を廻している例もあるので、路わきに生垣が五尺高さに造られると蔵が野道から見下ろされる事はないかとも思われる。しかしこれはどこ迄も現地地形からみての勝手な想像でしかない。

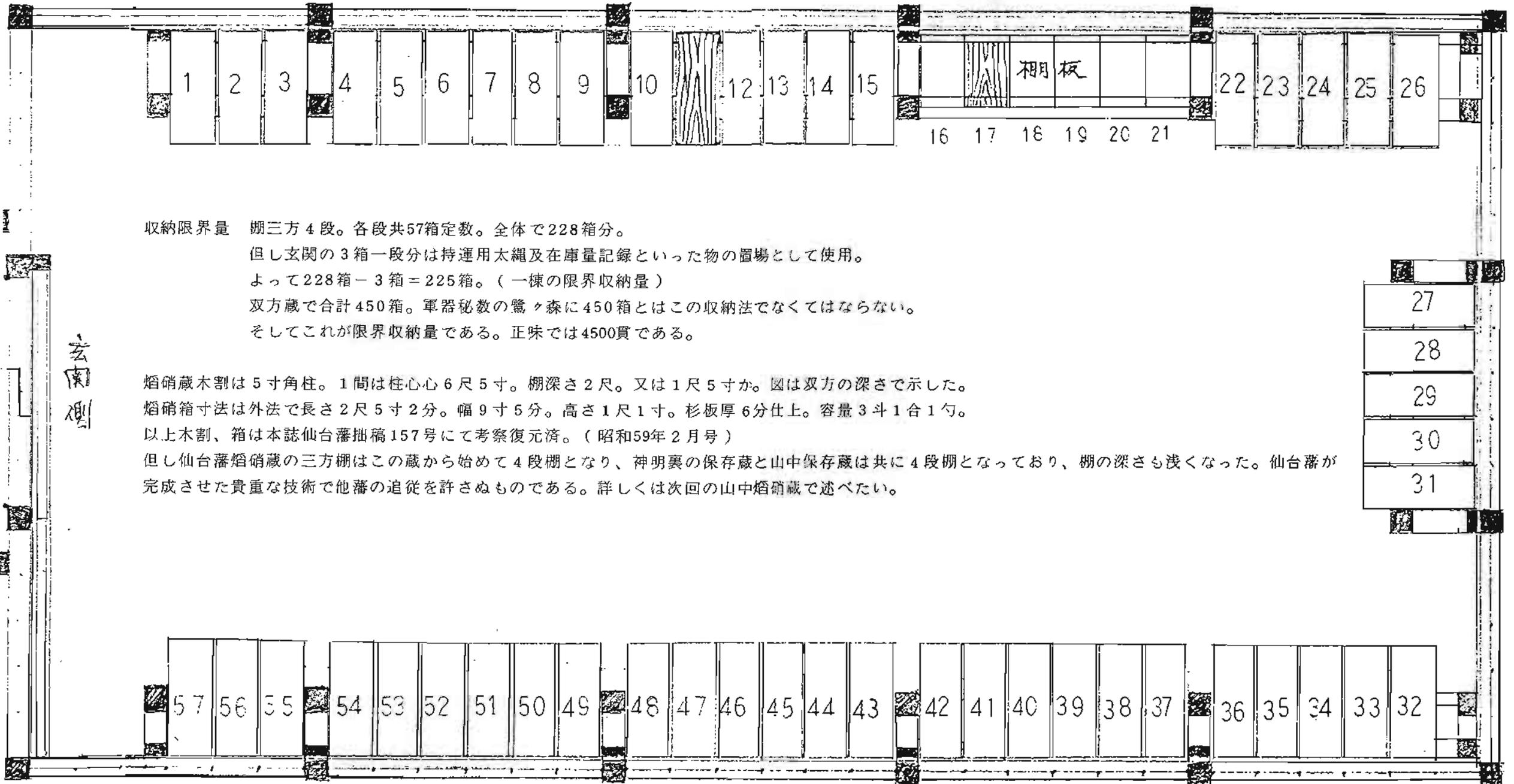
また蔵守据屋との間の前面土壘が低いのは、据屋が更に低地にあつたために高くする必要がなかつた。何れにしても背後は自然地形が高く、次第に裏木戸へ向けて低くなつてゐる地形からきた合理的築壘が、こうした土壘高さではないかと思われるのであり、それだからとて現地の一帯が同じ地形なので影武者が多く見られ、どこも固定することが出来ない理由なのである。このようにこの焔硝蔵は、何処へ造つても同じで、よく立地条件を上手に利用していたことの一例として書き残しておきたいのである。尚始めに聞いた井戸とは後に作られたもので、もう今は埋められていた。

この尾根は距離で幅一二五 m 、長さ三七〇 m 位の場処なので四六二五〇平方 m 。一町歩は九九一七・四平方 m だから、実際の盛り上つた地積では、ほど五町歩近い。県記録の広さはこの約二倍程。すると軍接收区画はこの尾根のずっと下陸羽街道に迄達しているようである。

これは当時（元禄期）は尾根の頂部分でよかつたのが、幕末になつての蔽戒体制から街道の西全部が警戒されたための広大な敷地となつたものと推測される。この長い期間この尾根筋には一般民家はなかつたことからそれは自由に出来た筈である。

それにしても蔵及び蔵守家の位置は頂に近かつたことは、当時の製造所が荒巻神社裏であつたから、梅田川利用の運搬以外は考えられないので、川岸から高さで一〇 m の登り道運び越すことの方が安易であるし、伝承としても頂の古池とか古井戸のことからもうなづかれる。

尚この現地は住宅地開発に當つて、開発前の地表面の殆ど全部が削られ、今日のような新しい三段の宅地



収納限界量 棚三方4段。各段共57箱定数。全体で228箱分。

但し玄関の3箱一段分は持運用太縄及在庫量記録といった物の置場として使用。

よって228箱-3箱=225箱。(一棟の限界収納量)

双方蔵で合計450箱。軍器秘教の鷺ヶ森に450箱とはこの収納法でなくてはならない。

そしてこれが限界収納量である。正味では4500貫である。

燔硝蔵木割は5寸角柱。1間は柱心心6尺5寸。棚深さ2尺。又は1尺5寸か。図は双方の深さで示した。

燔硝箱寸法は外法で長さ2尺5寸2分。幅9寸5分。高さ1尺1寸。杉板厚6分仕上。容量3斗1合1勺。

以上木割、箱は本誌仙台藩拙稿157号にて考察復元済。(昭和59年2月号)

但し仙台藩燔硝蔵の三方棚はこの蔵から始めて4段棚となり、神明裏の保存蔵と山中保存蔵は共に4段棚となっており、棚の深さも浅くなった。仙台藩が完成させた貴重な技術で他藩の追従を許さぬものである。詳しくは次回の山中燔硝蔵で述べたい。

玄関側

が造成されたもので、旧焔硝藏跡地の土台下の土迄も削られて地ならしされたとみられる。その痕跡さえ残していないのはそのためだろう、とは現地の方々のお話であった。

五 火薬収納法四段棚

私は既に他例でも三方周田四段棚の収納法を述べてはきたが、史料として残っている蔵は、この蔵と次年に出来た山中（貝ヶ森）の蔵だけで、この蔵の附記「軒廻三方二四重之棚有り」が初見である。この蔵以前では三重とか二重にすると収納記録量がピタリ収納されたからで四重の必要もなく、仙台藩での収納法はこの蔵以降、四段法が開発されたものである。

そこで附記数値を満足させるとNo. 146図のように収納復元が出来るので掲載する。詳しくは同図へ附記する。たゞ一ツ不明なのは附記に「裏白半戸四枚」とあるその位置であるが、この図だと玄関両側面と背面へ左右二ヶ処ずつとなるが、そうではなくて箱番号1 2 3、55 56 57を玄関側へ方向を替えて移し、背面は22 26、32 36を背面へ方向を替えて一列に並べ、1 3、55 57及び22 24、34 36を空けてこゝへ裏白戸を造っていたとみる方が、通気上より合理性があるかと思われる。しかしどちらにしても残存史料はないので、場合によっては他の位置に設けられていたかも知れない。が収納法のやり繰りはこの復元法を基として自由に替えられる。たゞ次稿で述べる山中（貝ヶ森）の蔵平面図では裏白戸の位置迄描かれているのでその収納復元図と合せて、御想像にまかせるしか出来ない。

又棚の深さを1 2 3側を二尺とし、55 56 57側は一尺五寸と描いたのは、この蔵の時点ではどちらともわからないので二様の造り方で示したが、これも亦山中の蔵では狭い方となっていることが初めて判明するので、この棚の狭くなる過程が仙台藩焔硝藏工夫の独創的方法の進歩なので、次稿で詳説したいと考えている。

六 幕末時の記録にみる三棟の蔵とは何か

現地に伝承されている鷺ヶ森三棟に就いて最小限関係する部分を述べてみたい。元禄六年は確かに二棟で、始めて蔵守に引渡す時、棚は四段あるが、箱は二重とあるのは二段分だけに所定の火薬箱が積まれていると言う事で、この二重ねの火薬は一一三箱ではなくてはならない。この火薬の合薬所は、勿論現在の宮城刑務所のある古城内で造られた品で、既に述べた内陸船用水路で移送する以外には困難で、梅田川下流の舟溜から川を登せたと推測するしかない。この梅田川の舟運については現在どこ迄研究されているかわからぬが、この元禄五、六年の時点では、この川の中流となるこの鷺ヶ森と、更に上流となる神明裏に合薬所が、更に上流の貝ヶ森に貯蔵蔵を拡散したことは、この梅田川の舟運が可能になったための施策とみなくては、関係三ヶ処火薬蔵を連絡する水路は外にはない。初めに陸路を運んだとすれば、延五七頭の馬が必要で、街道が殆ど直通している（陸羽街道）とはいえ、その半分の道程が城下街と街道筋民家の間を通過しなくてはならない時、馬匹移送を敢てする程危険無視の藩でないことは、既に考察してきた整然とした焔硝蔵を残した藩火薬学（？）からは生まれるはずはないと断言してよい。

その火薬学（？）を多年の実務経験で知っていたのが、仙台藩火薬製造奉行高須家代々の積み重ねた知識であったと考えないと外には考えようがない。大槻平泉の意見等全く採用しなかった事は既に述べた（一一九号）通りである。

実は今この稿を書きながら、もう十日後にその高須家の墓地（仙台市内）に御焼香出来ることが、仙台実踏の最終回としてなし得ることを喜びとするものである。

次に幕末の三棟とは創建後何時の年代にか一棟増建されたものでなくてはならない。それに関する史料は

皆無なので推測するしかないが、私は次のように推考する。

- (1) 三棟という現在は幕末である。そしてA棟には二四〇箱（二四〇〇貫）、B棟には一四〇箱（一四〇〇貫）、C棟には六一箱（六一〇貫）とあるが、AとB棟は創建蔵（勿論一回位は建替えられたろうが）
- (2) 神明裏合薬所には既に述べたように、一時保管蔵として二間四方の焔硝蔵があった。この蔵の限界収納量は八十八箱であるが、一時保管蔵であるから限界量を収納という事はない。出来次第に専門貯蔵所へ移送するからである。

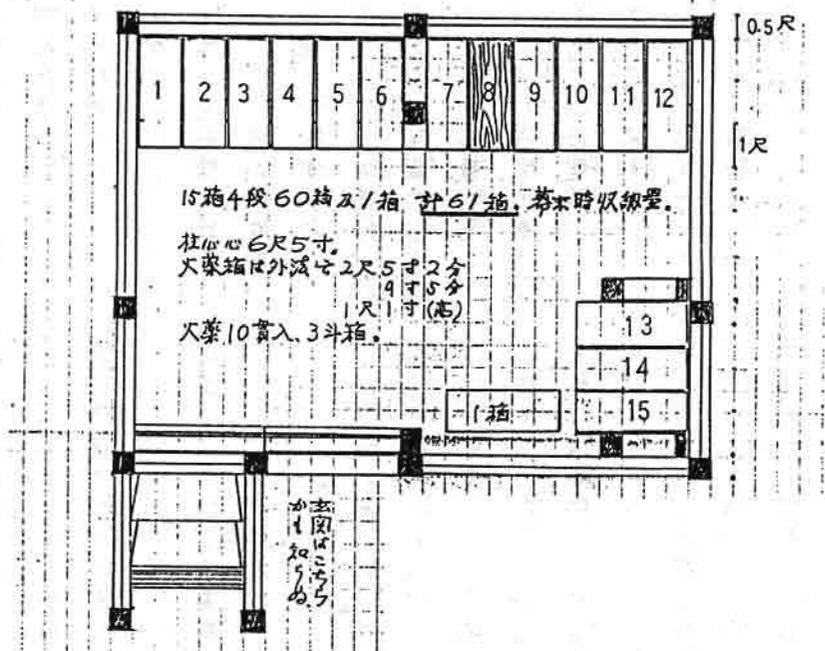
さてこの合薬所を移す必要のあったのは旧火薬製造所の構造では幕末の新火薬製造は不可能だからである。そこで焔硝蔵だけを神明裏へ残しても、やはりこゝへも蔵守を残さなくてはならなくなるが、そうするには保存量が少なすぎる。

- (3) そこでこの旧火薬は、旧火薬保存蔵のある鷺ヶ森へ移すことによって解決されてしまう。C棟の六一箱とは、神明裏保存蔵の在庫品量だからこんな半端数であり、六一箱なら二間四方の蔵でなくとも二間に一間半で充分に収まる量である。それは神明裏一時保管蔵をそのまま鷺ヶ森へ移したとみてもおかしくはない。貝ヶ森へわざわざ旧火薬専用蔵を移すことの方がかえって不合理不便な事なのである。

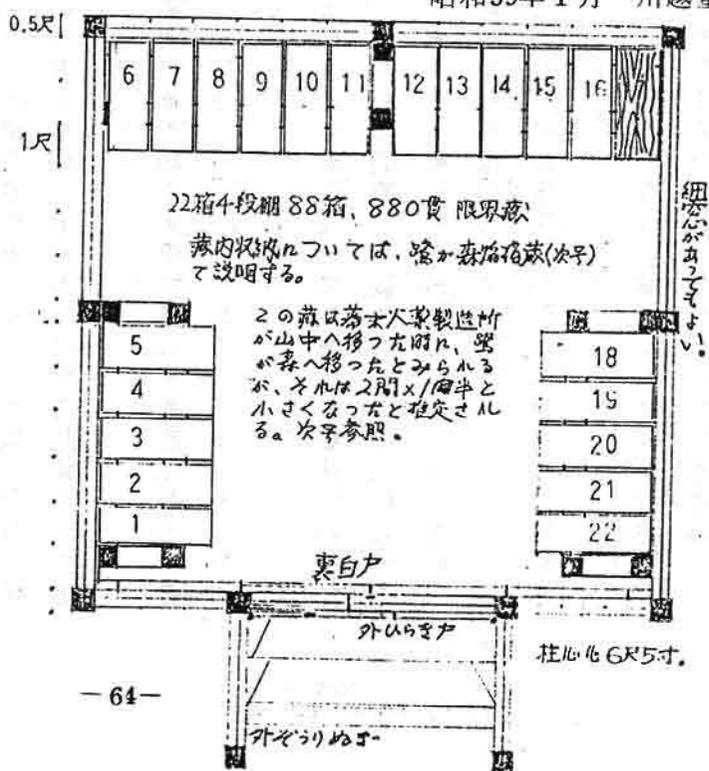
- (4) そしてこの移建時にはA、B棟には満杯故に別にC棟を建てられ、その後何年か経てB棟から百箱が運び出されたとみられる。

この百箱というまとめまりは、チビリチビリ消費した数ではない。幕末に、有事に備えての訓練か、海岸防備用にか幕末の事情は詳しくは調べていないが、一括の移動としか考えられない。もしもと以前であったら、神明裏の六十一箱は、その空き棚へ全部入ってしまい、C棟を建てる必要はない。その時点で空きがないので、もう造る要のない古式製造火薬故に小さな蔵で間に合うのである。

№ 147 仙台藩、鷲ヶ森へ幕末時神明裏火薬製造所内保管火薬
61箱を移し、南へ独立して造った焔硝藏復元図。 昭和63年4月復元作図川越重昌



(再掲) № 141 仙台藩、神明裏火薬製造所内一時保管蔵収納復元図
昭和59年1月 川越重昌復元並図



百箱の移動はその後の移動で、火薬消費の常識からみても古火薬から使用するので、B棟火薬が使用されたものであることは自然の理ではなからうか。

以上によって、幕末と伝承される鷺ヶ森三棟は幕末といっても慶応に迄降る幕末ではなく、三棟とその収納量は信用してよい。

そこでこのC棟六一箱収納蔵をNo.147図として掲げる。神明裏一時保管蔵と併せて掲載するが、どちらであるかは確認できないが、少量収納蔵としては珍らしいので控えておく。

七 故藤原相之助氏と火薬史潜入手段に就いて

私が鷺ヶ森幕末三棟の焔硝蔵に就いて知ったのは、氏の「仙台藩戊辰史」の記事に依った。その部分をそのまま資料として次に引用する。

ツレ隠察ナリキ

又兵器火薬製造ノ規模ヲ擴張スルノ必要アリ。仙臺寺小路満願寺前ニ硝石製造所ヲ設ケ、宮城郡松森ニ火薬倉庫二棟ヲ置キ(常ニ八千貫ヲ藏ス)別ニ鷺ヶ森ニ二ヶ所三棟ノ倉ヲ置ク。又中山ニハ新製火薬製造所アリテ、常ニ二十ヲ設ケ二人搗ニテ朝五時ヨリ夕七時迄ニ日々十貫宛ヲ作ラシム。常ニ一万貫ヲ藏セシメタリ。杉山臺ノ大砲製造所ハ鑄物長五郎之ガ長トナリテ、頻リニ鑄造ヲ急ギタレド常ニ逼迫ヲ告ゲタリキ。

三六七

さて、藤原先生、先生とこんな所で又おしゃべり出来ることを全く思いもしませんでした。先生が郷里を同じうする大先輩で、終戦頃にお目にかゝって、いつ御他界なさったのですか。先生が仙台に長くお住居されていたことは存じあげていましたが、こういう玉著を残されていることは、仙台を扱うようになって始めて知りました。

その玉著の中で、こゝに引用させていただいた数行が、私の全国的火薬研究の最も重要な糸口として導いて下さった個所でした。しかもこの欄外記の最行の八字でした。先生はこの「一箱三斗入ノ規程」という史料はどんな仙台藩史料で御覧になられたのですか、その後色々手を尽して探してみましたが、未だ見つけ兼ねているのです。こんな大切な「規程」をどうして出典を明記して下さらなかったのですか。江戸時代火薬記録を数多く見てきましたが仮比重を出せる史料はこの規程の外には、先生も一度論考を書かれた佐藤信測の著作中に一度だけ出てくる数行と、信測と関係深い徳島藩の記録、これも数行。この三点しか発見出来ませんが、この僅かな三史料のみが江戸時代の火薬仮比重を知る直接的手掛りは外にないのです。しかしこれがあるが故に不毛の火薬史が少しづつ判明しているのです。どうして仙台の「規程」史料の名を誌して下さらなかったのですか、残念で仕方ありません。

先生は「規程」と書かれているので、それに依って諸所復元をして辻妻が合うのですが、実はそれでは政宗の頃から幕末まで、製法としては進歩がわからないのが残念です。しかし収納方法としてはこうした保守性がかえって保管技術としては好都合で、仙台火薬保管に一貫した論理と保管技術法の進歩工夫が判明するという結果になりました。

ともあれ出典不記はまことに心残りです。それを言いたくてこの項を設けました。

昭和六三年七月二三日

機関砲採用始末

有馬囑託起案

二、機関砲全盛時代（続）

各艦ノ備砲

上記ノ如ク諾典畿砲ハ扶桑、金剛、比叡ヲ初メ順次諸艦ニ搭載セラルルコトナレリ。

筑紫艦

（十七年普号通覽卷六）

清輝艦

艦首二一門艦尾兩舷二一門宛計三門（右同正編卷三四）

春日艦

外輪車覆上兩舷二一門宛計二門（十八年普号通覽卷一八）

孟春艦

艦首二一門

（右同）

高雄艦

前中檣樓上二一吋二砲身砲各一門計二門（右同卷二四）

日進艦

艦首兩舷各一門艦尾二一門計三門（右同卷一五）

磐城艦

艦首一門艦尾一門計二門（右同卷三〇）

尚右ノ外各艦ノ備砲ハ明治三十二年「海軍艦船表」（後出）ニヨリ知ルヲ得ベシ。

「ホツチキス」砲

「ノルデンフェルト」砲二次デ仏国ニ於テ「ホツチキス」砲發明セラレタリ。明治十四年（西曆一八八一）發明者「ホツチキス」氏ハ我海軍郷ニ宛テ左ノ書簡ヲ送レリ。

一八八一年二月一日巴里府ニ於テ

巴里府「ロアイヤール」街二十一番

「ペペホツチキス」

日本海軍郷 宛

謹日余カ發明シタル連発砲ヲ今般独国艦隊ノ諸軍艦ニ於テ採用セラルルニ付千八百八十一年一月十一日附
ヲ付テ独国皇帝陛下ヨリノ玉璽ヲ鈴シ給ヒタル命令書ノ翻訳ヲ謹テ閣下ニ送呈ス

該連発砲ハ仏、魯、丁抹、希臘、蘭、北米合衆国、智利、「アルゼンチン」共和国其他数国ニ於テモ既に採
用スルニ至レリ冀クハ閣下ノ之ニ注意着目セラレンコトヲ若シ幸ニ説明書ノ請求アラハ速ニ之ヲ閣下ニ送呈
ス可シ 敬具

訳第一号

「ホツチキス」連発砲

朕ハ過般ノ報告書ニ依リ我海軍砲隊ニ於テ「ホツチキス」連発砲ヲ採用センコトヲ命ス且各軍艦ヨリ二百
「メートル」以外ノ標点ヲ該砲二門以上ヲ以テ同時ニ射撃スルコトヲ得セシムル為充分ナル砲数ヲ各艦ニ装
備センコトヲ命ス

汝其レ朕カ意ヲ体シテ必要ナル処置ヲ為セ

一八八一年一月十一日「ベルリン」府ニ於テ

「ギイヨーム」署

海軍衛門長官へ

右勅書ノ趣海軍一般工通達スル者ナリ

一八八一年一月十四日「ベルリン」府ニ於テ

海軍衛門長官「フオン、マトツシ」署「ホツチキス」氏發明ノ連発砲之義ニ付同氏代理ハ「ハウアル
ゴ」氏ヨリ前紙ノ通申越候條為参考及下付候也

十四年三月二十八日 海軍長官

兵器局副長宛

當時ノ「ノルデン」機砲全盛ノ時代ナリシガ直ニ右砲ノ注文ヲ発スルノ拳ニハ出デザリシガ其ノ後注意ヲ怠
ラズ其ノ効力ニ関シ情報ノ蒐集ニ努メタリ。然ルニ其後ノ進歩ニ鑑ミ明治十六年ニ至リ試験ノ為尅門ヲ講入
スルコトトナレリ。兵器局ヨリノ上申左ノ如シ。

普第八六八号

ホツチキス海軍用五連砲注文之義ニ付上申

一ホツチキス海軍用五連砲

尅門

口径三十七ミリ砲身「ウキツトオルス」

鋼製惣量貳百キロ

一艦上或ハ端艇用青銅製枢軸機

尅個

一附属品及豫備具（真鍮金物付ノ樞製函ニ入ル）

尅組

一上陸砲車前車及附属品共

尅揃

一真鍮金物付鋼板製彈函六十発入

四個

一通常榴彈（金属製薬筒並ニ信管共）

拾個

一鋼鉄榴彈（金属製薬筒共）

三千個

一堅鉄榴彈（同）

拾個

一榴霰彈（金属製信管共）

拾個

一 裝彈用器具及口径尺

老組

一 彈範

老揃

一 薬包用火薬

三百キ口

一 附屬書類

老揃

ノ拾参廉

此概価洋銀老万〇六百拾八弗九拾参仙（普第八六八号一八一頁）

右ハ仏国新發明ニテ諾典砲ト同一ノ効力有之至極便利ナル者ト曾テ伝承仕候ニ付経驗ノ為外國へ註文致度該費用之義ハ当局定例費ヲ以流用支弁可仕候條右註文之義御許可相成度此段上申仕候也

十六年三月二十八日 兵器局長 末川中佐代理

海軍権少書記官 古屋謙印

海軍郷 川村純義殿代理

工部郷 佐々木 高行 殿

追テ本文之義ハ末川兵器局長熱海発程前属托之件ニ付此段申添候也

（十六年普号通覽卷一二）

右上申ニ対シテハ当時海軍郷不在ナリシヲ以テ其帰京ヲ俟チ決裁ヲ仰ギシ所認許セラレ購入ノ手續ヲ採レリ。其ノ後「ホツチキス」砲ハ改良ヲ施シ其ノ効力ニ於テ「ノルデン」砲ヲ凌駕スルノ形勢ヲ示シ且英國海軍ニ於テモ諾典砲ヲ廢スルニ至レリトノ情報ニ接セルヲ以テ軍事部ヨリ英國駐在八田（祐次郎）少佐ニ宛問合セタル結果左ノ如キ返翰ニ接セリ。

明治十九年三月十五日 在英 八田少佐

海軍省軍事部長 仁礼中将宛

軍甲第九十六号ニテ「ノルデンフェルト」機砲廃止云々ノ御問合セ承知仕候右当海軍省ニテ問合セ候処決シテ廃止シタル訳ニ無之候只海軍部内ニテモ「ホツチキス」ノ方ヲ好ムモノ稍々有之候訳ニ御座候

「マキシム」三斤速射砲並一「インチ」速射砲ハ當時「ポーツマス」ニテ実験中又同氏發明ノ小銃口径機砲ハ殆ト全備ト云フ可シ其ノ重サハ台ヲ除キ三十三斤計リ一分時間ニ六百発余ヲ放射ス右之種ハ実験ニ因テ其ノ發明ヲ全備スルトキハ「ノルデンフェルト」「ホツチキス」「ガードナル」等ノ類ハ稍其下ニ出ルナル可シト云フ

小官本月九日右發明者「マキシム」氏ニ面会シ其ノ製造所並試験所等ニテ右種類ノ諸砲ヲ実視シ了リテ砲ノ凶並価書等貴度旨ヲ述タリ然レトモ「マキシム」氏曰ク未タ試験ヲ充分ニ遂ケス随テ爾後改良ヲ加フル所有ル可キニ付此等ノ諸件全整ノ上早速回送可仕候間申聞候 以上

艦政局意見

其後三十七密口径保砲ノ効力ニ付種々実験ヲ重ネタル結果一時諾典砲ニ勝ルノ結果ヲ得タルヲ以テ此兩種ヲ混用スルノ不利ヲ除カンガ為明治十九年十月四日艦政局ハ保式砲採用ニ関スル左ノ意見ヲ提出セリ。

保管砲御採用之件意見

現今我海軍備付之一吋口径諾典砲ト三十七ミリメートル保智砲トハ用途之主意同一轍ナルヲ以テ二種ノ砲ヲ兩用シ何レト未タ一定ノ採用式無之候就而ハ後來新艦之製造ニ際シ其都度備付砲種撰定シ岐路ニ惑ヒ隨而製造ハ勿論其弾包供給之準備等百般ニ至ルマテ不都合ヲ醸シ候ハ顯然豫知スル所ニ付將來之為自今ニ於而右二種之内何レニ歎決定相成度兩種砲之利害優劣ニ付而ハ本邦ニ於而從前種々ノ論議有之候得共方今ニ至リテハ海外各国之与論大半

保砲二婦スル耳ナラス本邦ニテモ又実験上ノ經驗ニ拠リ保砲之諸砲ニ優ル事ヲ判明セシ上ハ瑣細之利害等ニ関セス此際断然三十七ミリ保砲ヲ採用式トシ一時諸砲ハ在來品ヲ限り御使用相成再ヒ御製造不相成方ト存候尤右ハ將來計畫上緊要之義ト存候ニ付至急兵器會議ニ於而其利害得失ヲ審議セシメラレ候上御決定相成度依而仰高裁候也

十九年十月四日

(明治十九年兵器會議々事録)

(附記)明治十九年一月二十九日海軍省内ニ艦政局ヲ置ク。

兵器會議決議

右意見ニ対シ「從來我海軍ニ採用セル一時諾典砲ニ自今三十七密保知機斯砲ヲ用フルノ可否(第十二号議案)」ヲ議題トシテ明治十九年十一月十二日兵器會議ヲ開催セリ。

(附記)明治十八年九月二十二日海軍兵器會議ヲ置ク。

右會議ノ結果ハ左記上答ニヨリ知ルヲ得ベシ。

普第四五九一号保砲採用之義案上答

本年十月普第四五九一号ヲ以御下附相成候艦政局意見三十七ミリ保砲採用之義案審議候処該局意見之通可決仕候然ル処右砲照尺ノ現形ハ不便ニシテ間々射手照準ニ苦ミ距離ヲ示ス目盛ヲ誤認スルナキヲ保シ難キニ就テハ其筋主務庁ニ於テ可成右改良方法取調相成度則別紙添此段上答仕候也

明治十九年十一月十六日

兵器會議々長 相浦 紀道

海軍次官子爵 樺山 資紀 殿

(明治十九年兵器會議々事録)

右決議ニ基キ爾後一吋諾典砲ノ代リニ専ラ三十七密口径保知機斯砲ヲ購入シテ各艦ニ配置スルコトトナレリ。

各艦機砲搭載表

明治二十二年十月一日調「海軍艦船表」ニヨレバ各艦ニ搭載セル機砲ノ種類及數左ノ如シ。

艦名 諾典砲

保砲

峨砲

扶桑一尹四連七門

一一密米口径五連二門

浪速一尹四連

一〇門

一一密米口径四門

高千穂一尹四連

一〇門

一一密米口径四門

敵島

三七密米五連一二門

松島

三七密米五連一一門

橋立

三七密米五連一二門

千代田

三七密米五連一一門

秋津洲

一一密米口径四門

天城一尹四連 三門

金剛一尹四連 四門

一一密米口径五連二門

比叡一尹四連四門

一一密米口径五連二門

磐城一尹四連二門

筑紫

三七拇五連四門

海門一尹四連 四門

一一密米口径五連一門

天竜一尹四連四門

葛城一尹四連四門

一一密米口径三連二門

大和一尹四連四門

一一密米口径三連二門

武藏一尹四連四門

一一密米口径三連二門

摩耶一尹四連二門

愛宕一尹四連二門

鳥海一尹四連二門

赤城

三七密米五連二門

高雄一尹四連六門

一尹二連二門

八重山

三七密米五連六門

大島

三七密米五連六門

春日一尹四連二門

浅門一尹四連二門

日進一尹四連三門

小鷹一尹四連二門

第一水雷一密米口径五連一門

第二水雷 右同

第三水雷 右同

第四水雷 右同

三七密米 一門

○尹四五 一門

四十七密保砲

老尹諾典砲及三十七密保砲ハ専ラ水雷艇防禦用トシテ裝備セラレシガ魚形水雷並ニ水雷艇装甲ノ進歩ニ併ヒ右砲ニテハ擊攘ノ効果充分ナラザルモノト認メラルルニ至レリ。

依テ明治二十二年四月三十日參謀部ハ四十七密保式速射砲ヲ以テ之ニ代ユルノ必要ヲ上申セリ。

新艦ニ可備付補助砲之義ニ付意見

新艦ニ御備付之御豫定相成居候補助砲則チ三十七密保式及一尹諾式機砲之義ハ今日之水雷艇及艦船ニ向テ一キメートル以外ノ距離ニ於テ効力相尠ク殊ニ取扱上腕力ヲ要シ我カ兵員ニハ不適當ノモノト被存候ニ付今後御註文可相成分ハ四十七密（三斤）保式速射砲ト同砲用車台ハ安式退却車台ニ火薬ハ無烟薬ト御決定相成度此段上申候也

明治二十二年四月三十日

〔附記〕明治二十二年三月七日海軍大臣ハ各省官制ニ揚クルモノノ外帷幕ノ機務ニ參シ出師作戰海防ノ計畫ニ任スルコトト為リ海軍參謀部ハ之ヲ海軍大臣ノ下ニ置キ軍事ノ計畫ヲ掌ル所トス。
右上申ニ基キ五月二十二日西郷海軍大臣ハ左記議案スベキ旨相浦技術會議議長ニ訓令セリ。

〔附記〕明治二十二年四月二十日海軍兵器會議及海軍造船會議ヲ廃シ海軍技術會議ヲ置ク。
別紙之通參謀部ヨリ上申ニ付テハ左ノ件々ヲ其會議ノ審議ニ附ス

明治二十二年五月二十二日

海軍大臣伯爵 西郷從道

海軍技術會議々長 相浦 紀道 殿

- 一 三十七ミリ保砲及尅尹諸砲ヲ備付クル場合四十七ミリ保式速射砲ヲ採用スル事
- 一 同砲架ハ安式退却架ヲ採用スル事
- 一 装薬ハ無烟火薬ヲ採用スル事
- 一 檣樓用及水雷艇用機砲ヘハ艦ノ構造ニ応シ改良小銃口径ガツトリング砲若クハ四十七ミリ速射砲ヲ採用スル事

（明治二十二年技術會議々事録）

技術會議ノ決議

海軍技術會議ニ於テハ右議題ニ付審議ヲ遂ゲ左ノ如ク決議セリ。

明治二十二年六月七日

技會議甲第七号ノ三

新艦ニ備付クヘキ補助砲ノ件上答案

本年五月官房第七〇〇号ヲ以テ御下付相成候參謀部上申新艦ニ備付クヘキ補助砲ノ件審議ノ末左ノ通り決定致候

一三十七「ミリ」保砲及壹「インチ」諸砲ヲ備ヘ附クル場合ニ四十七「ミリ」保式速射砲ヲ採用スル事

一同砲架ハ安式退却架ヲ採用スル事

右二項原案可決

一裝藥ハ無烟火藥ヲ採用スル事

右原案否決

但本項否決ノ理由ハ無烟火藥ヲ採用スルノ点ニ於テハ衆說異論ナキモ該火藥ハ未タ試験等ニ充分信ヲ置クヘキ報告及成績ヲ見サルニ依リ若シ之ヲ採用シタル後不慮ノ危害ヲ生スルヤモ量リ難ケレハナリ故ニ現今欧州派遣ノ我將校ニ命セラレ充分調査ヲ遂ケタル上採用セシムルカ又ハ其報告ニ依ルカ或ハ現品ヲ購求シテ試験ヲ遂クルカ何レトモ今一応良否ヲ確認シ然ル後之ヲ採用スルノ說多數ニ依リ御參考ノ為メ副申ス

一檣樓及水雷艇用機関砲ヘハ艦ノ構造ニ応シ改良小銃口径「ガツトリング」砲若クハ四拾七「ミリ」速射砲ヲ採用スル事

右原案ニ可決ス

但本項ハ原案ニ可決スト雖モ此二種ノ砲ニ限ルトキハ仮令艦ノ構造ニ応シ具備スルト雖モ或ル場合ニ於テハ支障アラン依テ三十七「ミリ」保式機関砲ノ三種トナレハ便益ヲ得ヘシ此說ハ少數ナレトモ御參考ノ為副申ス

右會議ノ要領具申候也

明治二十二年六月十一日

海軍技術會議々長 相浦 紀道

海軍大臣伯爵 西郷 從道 殿

(技術會議々事録)

右答申ニ基キ九月二十一日ヲ以テ左記仰裁案ヲ決裁セラレ爾今新艦ニハ四十七密保砲ヲ採用シ、檣樓用並ニ水雷艇裝備用トシテハ右砲ト共ニ改良小銃口径「ガツトリング」砲トヲ併用スルコトトナレリ。

ハ写二十二年九月三十一日官房第一九五五号ヲ以テ決裁濟

機砲備付之件

參謀部ヨリ上申ニ付技術會議ニ於テ審議之末自今新艦ニハ三十七「ミリ」保砲及壹尹諾砲ヲ備付ル場合ニ四十七「ミリ」保式速射砲ヲ採用之檣樓用及水雷艇用ニハ其構造ニ応シ該砲ト改良小銃口径「ガツトリング」砲トヲ採用スル事ニ決議相成候就テハ我海軍ニ於テハ技術會議ノ決議ヲ主トシ將來新タニ計畫艦船ハ勿論現今製造中之艦船ニ於テモ三十七「ミリ」保式機砲ニ代ルニ四十七「ミリ」保式速射砲ヲ採用スヘク候得共備付場所之広狭等ニ応シ止ムヲ得サル場合ニハ臨機他種砲ヲ採用之事ニ致度此段豫メ仰高裁

十一密口径十臆ガツトリング砲ノ故障

各艦檣樓上ニ裝備セル十一密口径「ガツトリング」砲発射ノ際屢故障ヲ惹起スルニ至リシコトハ左記高千穂砲術長提出ノ調書ニヨリ知ルヲ得ベシ。

穗普第二七〇号(技術會議甲第二号ノ属)

受第九二六号ヲ以テ当艦裝備十一ミリ十臆峨砲発射ノ際云々御照会ノ趣了承即チ左ニ及御答候尤本職ハ就職

以来日浅ク故障ノ原因ヲ実地ニ探求シタル事ナシ依テ砲術日誌記事中ヨリ抜粹シタルモノニ付右ニ御了知相成度候也

二十四年五月二十九日 高千穂砲術長成川接

第二局御中

明治二十一年七月六日峨砲発射ヲ行ヒ三四回廻転ノ后忽然故障ヲ生ス但シ調製上ニ於テハ支障ナカリシト雖モ砲員之ヲ取扱コト初回ナルヲ以テ把柄廻転ノ方法及薬包ノ厚薄ニ從テ調整ヲ変スルノ度ヲ熟知セサリシヲ以テナリ用意セシ薬包ノ悉ク厚種ナリシモ中ニ一個寸法不正ノモノアリシ故ナラン

明治二十二年七月十四日峨砲発射中屢々機関ニ故障ヲ来タシ把柄ヲ廻転スル事克ハサリシ其原因ヲ探求セシニ重ニ左ノ原因ニアリシ

一 薬包中僅カニ底板ノ厚キモノアルトキ

一 薬包ノ穀臍中ニ残リシトキ無理ニ把柄ヲ転セントシ「レシーピング、チャンバー」ノ「ガイド」ヲ傷フタルトキ
一 薬包ノ装填胴ヲ出テテ「レシーピング、チャンバー」ニ落ちシトキ其正路ヲ過リタルトキ明治二十三年七月十三日十連峨砲ハ射撃アル毎ニ多少ノ故障アル事常ノ如シ段回モ亦故障ヲ生シ終ニ定数弾ヲ発射スル不能ニシテ止メリ其ノ故障ノ原因ニ付テハ未タ確タル証ヲ不得ト雖モ弾薬包ノ直径砲身薬室ノ径ニ比較シテ過少ナルカ為発火後薬包膨張シテ「リンツトエラスイク」ヲ超過シ薬室面ニ密着シテ穀抜ノ作用ニテ拔出スル能ハサルカ為次ノ実包ヲ挿入スル能ハサルハ一ツノ原因ナルカ如シ又薬包ニ短小ノモノアルトキハ装弾筐ヨリ落下スルトキ薬包ノ底板「ケツチ」ノ前方ニ落ちシトキ機関ノ廻転ヲ止ムル事アリ右等ハ重ニ故障ヲ生スル原因ナルガ如シ今ノ砲身二代フルニ村田銃身ヲ以テセバ或ハ此故障ヲ省クヲ得ンカ研究ノ上詳細ナル事ヲ記スベシ（村田銃身ヨリ少シク大ナリトノ説アレバナリ）

明治二十三年十月二十一日峨砲ハ定數彈ヲ発射セシモ一ツモ故障ナシ經驗ニ依リ考フルニ全ク藥包金質ノ不良ナルニ由ル事明カナリ又舶來品ニ於テ故障ヲ生スル事尤モ甚タシ

明治二十四年二月十八日峨砲ハ機関部ニ故障ヲ生シ定數彈四分ノ三ヲ発射セリ

前々ヨリノ故障概右ノ如シ御照會書中各砲ノ番号ヲ分チ調査可致様御申越候得共或峨砲ニ限り故障ヲ生スル義無シ各砲共殆ト同様ナレトモ實驗ニ依ルニ四三四一號ノ砲ハ最モ故障ヲ生シ易シ然レトモ各砲ノ機関部ヲ点檢スルモ原因トナルヘキ点更ニ無之全ク藥包ノ性質ニ基因スルモノト信ス又裝彈筐ヨリ落下スル際水平ニ其藥包ニ入ルトキハ故障ナケレトモ傾キテ落下スルコトアレハ必ス故障ヲ生スル一原因トナラン

(二十四年技術會議々事録)

試験ノ訓令

右事実ニ基キ海軍大臣ハ明治二十四年六月二日技術會議議長ニ對シ十一「ミリ」口径十臈「ガツトリング」砲ノ試験ヲ実施シ故障ノ原因ヲ探究シテ之ガ障害ヲ除去スルノ方法ヲ講セシメタリ。

一十一ミリ口径十臈ガツトリング砲

右ハ発放ノ際彈藥包ニ支障有之趣ニ付至急委員ヲ設ケ試験ノ上故障ノ原因ヲ探究シ其障礙点ヲ除去シ得ヘキヤ否ヤヲ具申スヘシ

但シ別紙關係書類を括下付ス高千穂、浪速兩艦ヨリ該砲専門ツツ造兵廠へ陸揚之義ハ夫々へ達シ置ク

明治二十四年六月二日 海軍大臣子爵 樺山 資紀 印

海軍技術會議議長 相浦 紀道 殿

(明治二十四年技術會議事録)

試驗方法

是ニ於テ技術會議議長ハ委員長以下左記七名ヲ撰定シ之ガ審査ノ任ニ當ラシメタリ。而シテ委員ニ於テ決議セル試驗ノ方法左ノ如シ。

十一密口径十臈呎砲試驗委員會

委員長 海軍大佐 有馬 新一

委員 海軍少佐 谷 信久

海軍大尉 池端 清

同 大久保喜造

同 成田 勝郎

同 上原伸次郎

欠席海軍大技士 肥後 盛良

第一造兵廠内ニ於テ機関部ヲ充分調査ヲ為ス事

第二相州高座郡辻堂村海岸ニ於テ実験ヲ為ス

其方法ハ最初ニ造兵廠ニテ試験ヲ為シタル方法ニ基ク事

第三艦船ニテ執行スル所ノ方法ヲ以テ各種ノ射撃ヲ行フ事

此試験執行ノトキハ高千穂浪速兩艦ノ砲術長及掌砲長並ニ該砲ヲ取扱フ所ノ熟練ノ兵卒ヲ要スル事

一彈丸ノ數ハ壹万トス内七千發ハ日本製三千發ハ舶來品タルヘシ

一右試験ニ要スル總テノ準備等ハ各委員担任シ庶務ハ池端委員担任ノ事

右之通決議候也

明治二十四年六月四日委員長 海軍大佐 有馬 新一

海軍技術會議議長 相浦 紀道 殿

右方案ニ基キ明治二十四年六月十五日ヨリ晴天四日ノ豫定ヲ以テ神奈川縣高座郡鵠ヶ沼村海岸ニ於テ実射試験ヲ施行スルノ認許ヲ得、村田銃彈藥包壹万發、此代金貳百四拾円（但シ一發式錢四厘）ノ配布ヲ受ケ実験ニ着手セリ。

池端大尉報告

而シテ右試験施行ノ間種々ノ故障続出シテ結果良好ナラザリシ狀況ハ左記池端大尉ノ報告ニ窺フコトヲ得ベシ。

拜啓陳ハ小官一昨十四日出発同日鵠ヶ沼村着ノ処追々各試験委員モ来着相成翌十五日ニハ豫定ノ如ク早朝ヨリ試験ニ着手可仕之処天氣都合等ニテ同日午前十時頃ヨリ峨砲試験ニ着手仕候然ル処浪速高千穂砲共成績ニ於テハ甚タ仕結果ヲ表ハシ乍併右不好果ノ原因ハ遂一精査ニ依リ其理由ハ大略分明仕候擬昨日來試験之順序ハ精密試験ノ内ニ於テ尾栓調整方法ヲ三種ニ分チ発射試験施行スルニ回轉機ノ運轉ヲ止ムル事屢々有之則艦隊ノ報告ノ如ク藥包打穀半ハヨリ切斷シ臆中ニ残留スルモノ多ク或ハ其他ノ故障ニテ運轉ニ支障ヲ来シ候既ニ昨十五日ハ終日高千穂峨砲ヲ試験シ本日八午前八時ヨリ浪速峨砲ヲ発射セシニ敦レモ種々ノ故障ヲ表ハシ且午後ヨリハ兩砲共急放火試験執行ノ処亦夕更ニ異状ノ不結果モ有之右ハ夫々其原因判明仕之ヲ推測セハ到底該式ノ砲ハ軍用ニハ不適當ナルヘクト思惟仕候如何トナレハ最初新シキ時ハ其結果宜シキコトアルモ使用スルニ随ヒ漸々不好果ヲ来スハ免カルヘカラサルモノト存候委細ノ義ハ不日帰京ノ上開陳可仕候得共先本日迄ノ現狀大略御報告申上度斯如ニ御座候 敬具

明治二十四年六月十六日

鳩ヶ沼村出張 海軍大尉 池端 清

海軍技術會議議長 相浦 紀道 殿

試験ノ結果不良ト認メラル

而シテ試験発射成績ヲ総合シテ左ノ結果ヲ得タリ。

右試験成績ニ依リ調査ヲ遂クルコト左ノ如シ

莖莖

一 舶來彈ニシテ破損スルモノハ多クハ底飯ヨリ約十密ノ所ニ於テ横断ス

日本彈ハ多クハ体ノ中央ヨリ横断ス

莖莖横断ハ最モ舶來彈ニ多キカ故日本製彈莖莖ヲ採用セバ此ノ障碍皆無ニ至ラスト雖モ之ヲ減少スルコトヲ得ベシ

機関

二 莖包ノ「ドラム」ヨリ「レシーピング、チエンバー」ニ落下シ発射位置ニ至ル間ニ機関ノ回転及発射震動ノ為穀抜ノ爪ヲ脱シ其儘臍中ニ装入セラルルヲ以テ再ヒ穀抜ハ之ヲ引出スノ働キヲナサズシテ空莖莖ヲ臍中ニ残シ遂ニ運転ヲ止ムルニ至ル

右ノ障碍ハ全ク除却シ能ハズ

三 調整緩ナルトキハ莖包ノ発射位置ニアルトキ尾栓筒ト低飯トノ間ニ少隙ヲ生シ裝莖点火スルトキ其圧力ノ為莖莖破断スルニ至ル

右ハ新製ナル砲ニ在テハ調整螺ヲ適度ニ締メ除却スルヲ得ルト雖モ使用久シキニ涉ルトキハ自然ノ摩滅ヲ

来スヲ以テ其時ニ適度ノ調整ヲ得ルハ甚タ困難ナリトス

四機関ノ回転スルニ從ヒ打針發條ハ圧縮サレ打針ヲシテ發火ノ位置ニ至ラシムルトキハ發條ノ全力ヲ支フル留金ハ之ニ堪ヘスシテ破壊スル事屢ナリ

右ハ適當ノ改造ヲ施セバ障碍ヲ除却スル事ヲ得ベシ

五機関ノ回転スルニ從ヒ藥包ノ機関部ヨリ外方ニ押出サルルノ際間々藥莢圧縮サレ回転ヲ止ムルニ至ル

右ノ障碍ヲ除却スルノ見込立タス

岷砲ノ件

故障類別表

一 發射彈藥包ノ數	9306	以上發射彈數ノ中回転ヲ止メタル故障ヲ區別シ其數ヲ示ス
二 震動ヨリ藥包ノ殼抜爪ヨリ脱セル數	54	
三 調整不適當ヨリ藥莢ノ切断セル數	34	上表ノ外凡ソ二十回程機関ノ運転ヲ止メタリ之其原因ヲ詳カニ スル能ハス
四 發條留破壊ノ數	2	
五 藥包ノ横圧縮	3	

(未完)

昭和六十三年七月例会出席者（署名順・敬称略）

伊藤	川越	笹平	重次	粕谷	利一	奥田
藤慎	吉昌	重昌	所	莊吉	生田	田
吉	光田	福一	安齋	實	豐太郎	忠

銃砲史研究
昭和六十三年九月十日
銃砲史学会
東京都渋谷区神南一ノ一
編集発行
社団法人
日本ライフル射撃協会
頒価 五百円